

第9節 避難所外避難者の支援計画

担当部署	総務課 能生事務所 青海事務所 ◎市民課 環境生活課 福祉事務所 健康増進課 商工観光課 ガス水道局
------	---

1 計画の方針

(1) 基本方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送等、必要な支援を行う。

なお、「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(2) それぞれの責務

① 避難所外避難者等の責務

市、消防本部、県警察又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

② 市の責務

避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

③ 県の責務

市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

④ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の責務

避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(3) 主な取組

① 避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

② 避難所外避難者の状況把握を行う際は、次の点に留意し、必要に応じて指導を行う。

ア 避難場所は二次災害の危険性が低い場所であること。（土砂崩れ、建築物等の倒壊の危険性がなく、かつ周囲に危険物等が集積されていない場所）

イ 給水、給食等の支援活動を容易に受けられる状況にあること。

ウ 自治会、自主防災組織等との連絡が容易に行える状況にあること。

③ 避難所外避難者は、次の点に留意する。

ア 自動車内で生活する場合は、排気ガスによる一酸化炭素中毒に注意するとともに、エコノミークラス症候群（急性肺動脈血栓塞栓症）を予防するため、適度な水分補給や体操等を行うよう努める。

イ 自身の避難状況を適宜、市、自治会又は自主防災組織等へ連絡すること。

(4) 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者に対しても健康管理及びこころのケア等に配慮することとするが、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(5) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く指定避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 業務の体系

- 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）
↓
- 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

3 業務の内容

- (1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）
市は、県の支援や自治会、自主防災組織等の協力のもと、指定避難所外での市民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）を行う。
- (2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）
市は県の支援や自治会、自主防災組織、市災害時応援協定団体、県災害救援ボランティア本部、市災害ボランティアセンター、NPO等の協力のもと、新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウス等）、食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導等を実施する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- ② 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

2 業務の体系

■ 災害派遣要請手続

↓

■ 自衛隊派遣部隊の受入れ体制の整備

3 業務の内容

(1) 災害派遣要請手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県の防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出する。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代)(内6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (発信番号) 401-881

(2) 自衛隊派遣部隊の受入れ体制の整備

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

4 自衛隊による市への連絡幹部の派遣

市長が連絡幹部の派遣を要請した場合又は自衛隊が被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を市に派遣し、連絡調整を実施する。

また、「特別警報」発表時は、速やかに派遣する。

なお、市は連絡幹部の受け入れにあたっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の施設を提供する。

5 災害派遣による救援活動の区分及び概要

救援活動区分	概 要
①被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難指示等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる。
⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去にあたる。
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物等の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。

6 調整先

災害派遣調整先(要請先)	住所等
陸上自衛隊 第12旅団長	住所 〒372-3549 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 第12旅団第3部防衛班 電話 0279-54-2011 (内線 230) NTT FAX 0279-54-2011 FAX 切替 内線 2239
	連絡窓口 第2普通科連隊第3科 住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 (内線 235、237) NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内線 239 防災無線(発信番号) -673-30

7 災害派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、撤収要請依頼書を県知事に提出する。

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とするが、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (5) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

第10節 自衛隊の災害派遣計画

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- ② 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

2 業務の体系

■ 災害派遣要請手続

↓

■ 自衛隊派遣部隊の受入れ体制の整備

3 業務の内容

(1) 災害派遣要請手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県の防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出する。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代)(内6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (発信番号) 401-881

(2) 自衛隊派遣部隊の受入れ体制の整備

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

4 自衛隊による市への連絡幹部の派遣

市長が連絡幹部の派遣を要請した場合又は自衛隊が被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を市に派遣し、連絡調整を実施する。

また、「特別警報」発表時は、速やかに派遣する。

なお、市は連絡幹部の受け入れにあたっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の施設を提供する。

5 災害派遣による救援活動の区分及び概要

救援活動区分	概 要
①被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難指示等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる。
⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去にあたる。
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物等の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。

6 調整先

災害派遣調整先(要請先)	住所等
陸上自衛隊 第12旅団長	住所 〒372-3549 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 第12旅団第3部防衛班 電話 0279-54-2011 (内線 230) NTT FAX 0279-54-2011 FAX 切替 内線 2239
	連絡窓口 第2普通科連隊第3科 住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 (内線 235、237) NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内線 239 防災無線(発信番号) -673-30

7 災害派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、撤収要請依頼書を県知事に提出する。

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とするが、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (5) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

第11節 輸送計画

担当部署	◎商工観光課	農林水産課	建設課	都市政策課
------	--------	-------	-----	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）等の輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

- ア 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- イ 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合等、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。
- ウ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- エ NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

② 県の責務

- ア 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。
- ウ 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- エ 災害発生 of 初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路の啓開までの間、輸送を行う。
- オ 災害の規模により、被災市町村が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講ずる。

③ 県警察の責務

- ア 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- イ 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

④ 輸送関係機関の責務

自動車・海上・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

⑤ 輸送施設管理者の責務

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

(3) 主な取組

- ① 車両等の輸送手段は、概ね6時間以内に確保する。
- ② 緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。
- ③ 輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

ア 総括的に優先されるもの

- (ア) 人命の救助及び安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階 (災害発生直後初動期)	① 救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷患者 ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び物資輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (応急対策活動期)	① 第1段階の続行 ② 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧活動期)	① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員及び物資 ③ 生活用品 ④ 郵便物 ⑤ 廃棄物の搬出

(4) 要配慮者に対する配慮

歩行困難者など移動が困難な避難行動要支援者のため、避難移動を目的とした車両確保に努める。

(5) 積雪期の対応

- ① 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。
- ② 各施設の管理者は、降積雪による被害の防ぎよ、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 業務の体系

■ 緊急輸送ネットワークの確保



■ 輸送手段の確保



■ 物資輸送拠点の確保



■ 緊急通行車両の確認



■ 応援要請



■ 輸送の実施

3 業務の内容

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

市は、市内主要道路の被災状況を調査し、発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。また、市道における交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため交通規制を実施する。

(2) 輸送手段の確保

市は、平常時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にするとともに、応急対策に必要な車両を確保する。また、災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合は、他の市町村又は県に調達の斡旋を要請する。

(3) 輸送中継基地の確保

市は、避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる地域内輸送拠点の確保に協力する。

＜広域物資輸送拠点の機能＞

- ① 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- ② 地域内輸送拠点等への物資の配送

(注) 配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う。

＜地域内輸送拠点の機能＞

- ① 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- ② 避難所等への物資の配送

(注) 配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う。

＜物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務＞

- ① 物資輸送拠点の施設管理者との調整（県）
- ② 物資輸送拠点への職員等の派遣（県）
連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等
- ③ 物資輸送拠点への資機材等の配備（県）
- ④ 市及び県の災害対策本部との連絡体制の確保（市及び県）

(4) 応援要請

市は、車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合等、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(5) 輸送の実施

市は、本計画に基づき輸送を実施する。また、配送、保管にあたり衛生面に配慮する。

(6) 応援要請を受けた場合の支援体制

市は、他の市町村から応援要請を受けた場合は、本計画に基づき、速やかに支援を行う。

■ 市指定輸送拠点

名 称	所在地	ヘリ発着
亀が丘体育館	糸魚川市一の宮 1-2-4	×
能生保健センター	糸魚川市能生 1170-12	×
青海総合文化会館	糸魚川市青海 4657-3	×

■ 県指定輸送拠点

施設名	名 称	所在地	ヘリ発着
県施設	糸魚川地域振興局	糸魚川市南押上 1-15-1	×
港湾・漁港	姫川港、能生漁港		中継基地
J Rターミナル	糸魚川駅	糸魚川市大町 1-7-10	×
車両ターミナル	西頸城運送(株)本社糸魚川ターミナル	糸魚川市寺島 3-3-37	中継基地

第12節 警備・保安及び交通規制計画

担当部署 ◎建設課 消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

警察本部は、平素から国、県及び市並びに防災関係機関・団体と緊密な連携のもとに総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。

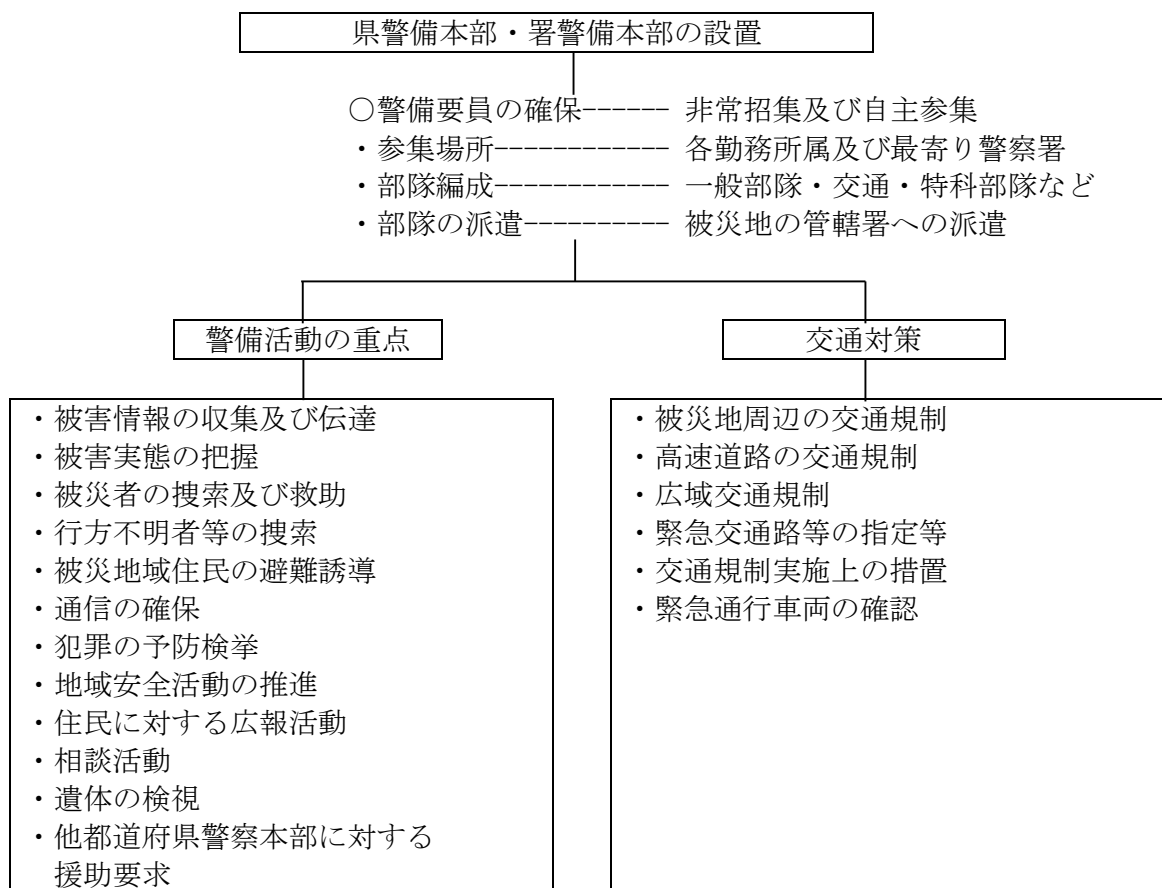
(2) 要配慮者に対する配慮

市民の避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

2 警察本部における応急対策フロー図



3 県警察本部における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

- (1) 警備体制の確立
 - ① 指揮体制の確立
 - ② 警備要員の確保
- (2) 警備活動の重点
 - ① 情報の収集及び伝達
 - ② 被害実態の把握
 - ③ 被災者の捜索及び救助
 - ④ 行方不明者等の捜索
 - ⑤ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
 - ⑥ 通信の確保
 - ⑦ 犯罪の予防検挙
 - ⑧ 地域安全活動の推進
 - ⑨ 住民に対する広報活動
 - ⑩ 相談活動
 - ⑪ 遺体の検視
 - ⑫ 他都道府県警察本部等に対する援助要求
- (3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、市、消防本部、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

 - ① 市及び県
 - ア 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
 - イ 県警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。
 - ② 消防本部
 - ア 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。
 - ③ その他関係機関
 - ア 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、県警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

4 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

- (1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

 - ① 緊急交通路
 - ② 避難路

- ③ 交通規制実施時の迂回路
- (2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

 - ① 被災地周辺の交通規制
 - ② 高速道路の交通規制
 - ③ 広域交通規制
 - ④ 緊急交通路等の指定
 - ⑤ 緊急交通路等における車両等の措置
- (3) 交通規制実施上の措置
 - ① 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置
 - ② 主要交差点対策
- (4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。

 - ① 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

 - ア 警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関するもの。
 - イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの。
 - ウ 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
 - オ 被災地の施設及び設備の応急の復旧に関するもの。
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
 - キ 犯罪の予防、交通規制その他被災地域における社会秩序の維持に関するもの。
 - ク 緊急輸送の確保に関するもの。
 - ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの。
 - ② 規制除外車両の確認範囲

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両
 - オ 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
 - カ 路線バス・高速バス
 - キ 霊柩車
 - ク 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車
- ③ 確認事務の実施区分等

交通規制時において、①に掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により県知事及び県公安委員会が実施する。
- ④ 緊急通行車両の事前確認届出
- ⑤ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付
- (5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

- ① 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
 - エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- ② 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
 - ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- ③ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができなかったりするときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）
- (6) 関係機関との協力
交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。
- (7) 広報
交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

第13節 海上における災害応急対策

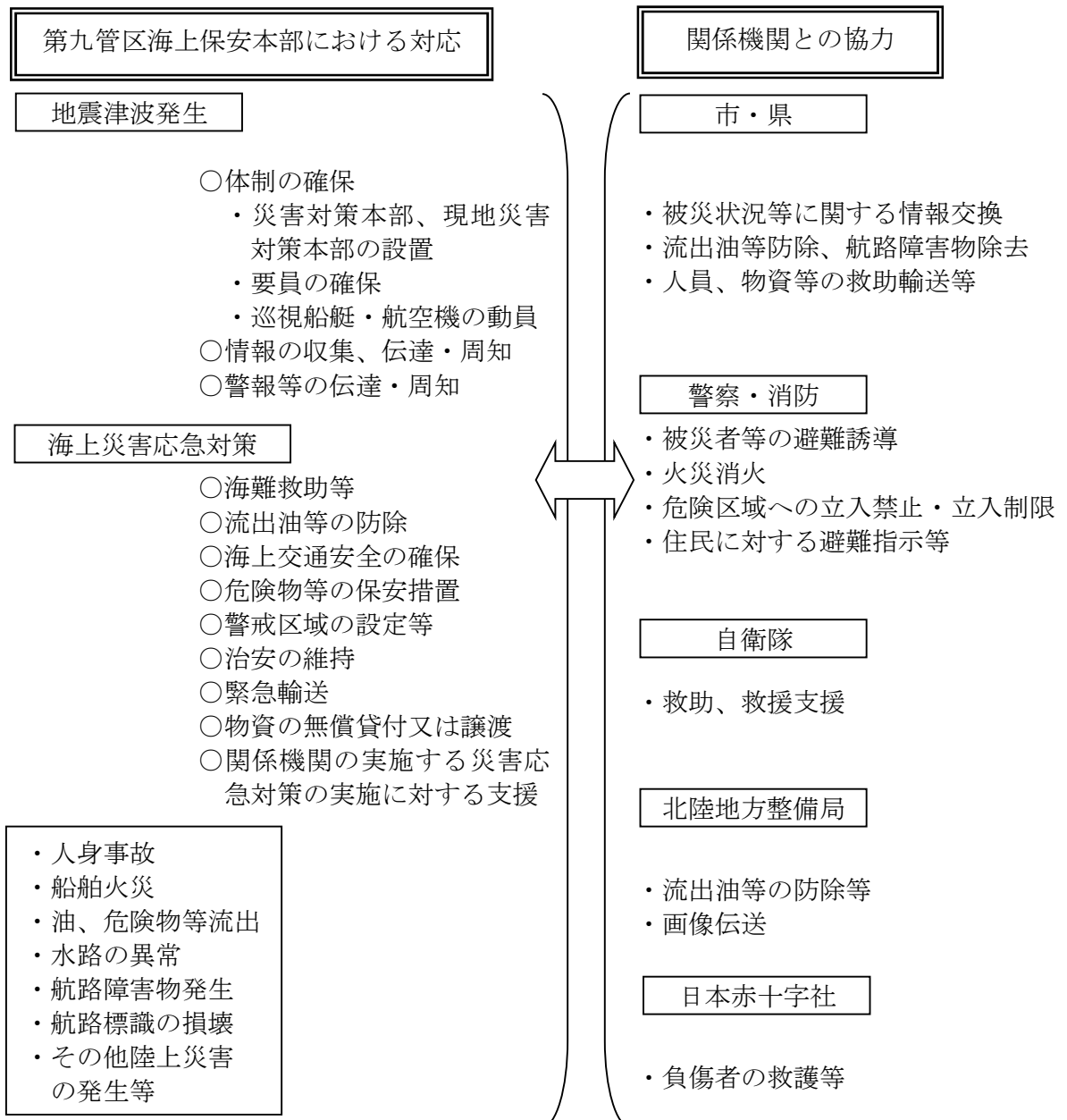
担当部署 商工観光課 農林水産課 ◎消防本部

1 計画の方針

大規模地震発生時、海上においては、津波等による多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等甚大な海上災害の発生が予想される。

これら地震による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

2 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）における応急対策フロー図



3 地震津波発生時の対応

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 体制の確保
- (2) 情報の収集及び伝達・周知
- (3) 警報等の伝達・周知

4 海上災害応急対策

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 海難救助等
- (2) 流出油等の防除

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

- 防除対策推進のための組織体制の整備
- オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- 防除作業の実施、援助及び協力
- 市民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難指示及び陸上交通規制等の措置

- (3) 海上交通安全の確保
- (4) 危険物等の保安措置
- (5) 警戒区域の設定等
- (6) 治安の維持
- (7) 緊急輸送
- (8) 物資の無償貸付又は譲渡
- (9) 関係機関の実施する災害応急対策の実施に対する支援

5 関係機関等への支援

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、次に掲げる措置を行う。

- (1) 緊急輸送
- (2) 物資の無償貸付け又は譲与
- (3) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

6 関係機関との協力

地震、津波等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、市、県、県警察、消防本部、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

- (1) 市及び県
 - ① 被災状況、避難の必要性、避難者の動向等、情報交換を密接に行う。
 - ② 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。
 - ③ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送等、支援を必要とするときは速やかに要請する。
 - ④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 県警察

- ① 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助にあたる。
- ② 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- ③ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示等及び避難誘導にあたる。

(3) 消防本部

- ① 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助にあたる。
- ② 初期消火及び延焼の防止にあたっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ③ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。
- ④ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- ⑤ 関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物等貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

- ① 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び市・県からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
- ② 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 北陸地方整備局

- ① 関係機関と連絡をとり流出油の防除等災害応急対策に協力する。
- ② 第九管区海上保安本部等が撮影した画像情報の関係機関へ伝送等について協力する。

(6) 日本赤十字社

- 関係機関と連絡をとり、負傷者の救護に当たる。

第14節 消火活動計画

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(2) それぞれの責務

① 市民、企業、事業所、学校等の責務

地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

② 消防団の責務

消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動にあたる。

③ 消防本部の責務

ア 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

イ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下この節において「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

④ 県の責務

県は、地震により大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 主な取組

発生した火災に対し、市民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(4) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(5) 積雪期の対応

① 市民の対応

ア 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか日ごろから点検する。

イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

② 消防機関の対応

ア 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

イ 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者、現場への人員、資機材等の輸送に対する協力を要請する。

ウ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(6) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請

する。

2 業務の体系

- 初期消火・通報
- ↓
- 消火活動
- ↓
- 広域応援要請

3 業務の内容

(1) 初期消火・通報

- ① 市民、企業、事業所、学校等は、家庭及び職場等において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報する。
 - ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
 - イ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。
 - ウ 消防機関に迅速に火災発生を通報する。
- ② 地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行う。
- ③ 消防団は、指揮者の総括的な統制のもとに火災防ぎょ活動にあたる。
 - ア 消防団の参集

参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所定の部署へ参集し、消防資機材等を準備する。
 - イ 初期消火の広報

出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。
 - ウ 情報の収集、伝達

現地の火災状況等を消防本部へ電話、無線等により連絡する。
 - エ 消火活動

消防隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動にあたる。

消防隊の到着後は、協力して消火活動等にあたる。

(2) 火災対策

消防団及び消防本部は、人命の安全を最優先とし、適切な消火活動を行う。

- ① 消防職員の招集

消防本部は、火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。
- ② 火災情報の収集

119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団、自治会及び自主防災組織等からの情報、森林管理者等からの情報を収集する。
- ③ 緊急車両等の通行路の確保
 - (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。
 - (イ) 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。
- ④ 火災防ぎょ活動

- (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。
- (イ) 火災の規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保を考慮した消防活動を行う。
- (ウ) 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。
- ⑤ 消防水利の確保
消防機関は、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。
- ⑥ 大規模火災発生時の県の活動
県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ伝送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市長等の要請に応じて消防活動等を行う。
- ⑦ 船舶火災・流出油等の火災防ぎょ
第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動にあたる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。
- (3) 広域応援要請
 - ① 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を要請する。
 - ② 消防本部は、上記①によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。
 - ③ 消防本部は、上記①・②の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。
 - ④ 市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、本章第10節「自衛隊の災害派遣計画」に基づき、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。

第15節 救急・救助活動計画

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、被害が甚大であり広域にわたる場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援隊、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

救助すべき者を発見した被災地の地域住民及び災害現場に居合わせた者は、直ちに消防本部に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動にあたる。

② 市の責務

市は、糸魚川市医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。

③ 消防職員及び消防団員の責務

消防職員及び消防団員は、「消防職員初動マニュアル」の定めるところにより、直ちに自主的に所定の部署に参集するとともに、消防署所及び消防団は救助隊を編成し、指揮者のもとで救急・救助活動を行う。

④ 消防機関の責務

ア 消防本部は、多数の災害現場及び要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位を設定し、現地での住民の協力を得る等、効率的な救急救助活動を行う。

イ 消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに市・県地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急救助体制を迅速に確立する。

ウ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

⑤ 県・県警察本部の責務

ア 県は、市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

イ 県警察本部は、市等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。

ウ 県、県警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

⑥ 第九管区海上保安本部の責務

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、災害が発生したとき、関係機関等と協力のうえ次に掲げる救急・救助活動を行う。

ア 海上における救助活動

イ 陸上災害に対する支援

⑦ 新潟DMATの責務

新潟DMATは、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(3) 主な取組

- ① 市民、自治会及び自主防災組織による迅速な初動対応体制の整備を図る。
- ② 消防職員及び消防団員等による迅速な救助の実施を図る。
- ③ 新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等により、現地における迅速な負傷者等の手当を実施する。
- ④ 市、消防本部及び県による他機関等への応援要請等により、必要な救急救助体制を確立する。
- ⑤ ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動の安全かつ迅速な実施を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

市民、市、消防本部及び県警察本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

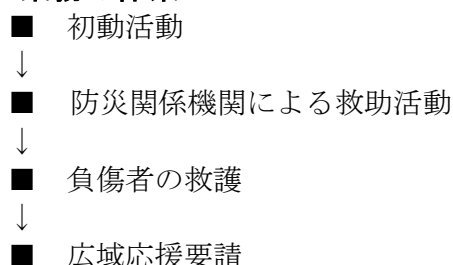
(5) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治会及び自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防機関、県警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(6) 惨事ストレス対策

- ① 救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- ② 消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 初動活動

① 市民等

ア 災害現場に居合わせ救助すべき者を発見した市民等は、自主防災組織や地元消防団に協力を求めるとともに、直ちに消防本部に通報し、救助隊の出動を要請する。

イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。

ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずるものとする。

② 消防団及び自主防災組織等

消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。自主防災組織等は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、救助隊の到着までの間、救助活動及び応急手当を行う。また、救助隊到着後

も協力を求められた場合はこれに協力する。

(2) 防災関係機関による救助活動

- ① 消防本部は、災害現場で活動中の消防団及び自主防災組織等から情報を収集し、必要な救急・救助活動を実施する。
- ② 消防本部は、大規模な災害が発生し、又は災害現場が多数に及ぶ場合等は、出動対象の選定と優先順位を設定し、現地での住民の協力を得る等、効率的な救急救助活動を行う。また、必要に応じて県警察に救急・救助活動の応援を要請する。
- ③ 県警察は、市及び消防本部等から救出・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。
- ④ 市及び消防本部は、水害及び山間地で発生した災害等において、地上からの救出救助活動が困難であると判断したときは、県又は県警察等にヘリコプターによる救助を要請する。
- ⑤ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、関係機関及び地方公共団体から陸上における救急、救助活動等に係る支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障のない範囲においてその支援にあたりるとともに、巡視船による医療活動場所の提供や災害応急対策活動に当たる従事者の輸送又は宿泊場所の提供等を行う。

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

- ① 市は、多数の負傷者が発生するなど必要な場合、糸魚川市医師会から医師の派遣等の協力を得て、現場付近の学校等に現地救護所を開設して負傷者等の救護にあたる。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。医療機関への搬送が必要な場合は、救急車の出動を要請するとともに、必要に応じて警察に協力を求める。
- ② 消防本部は、新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。
- ③ 新潟DMA Tは、関係機関等と連携し、次の救急救護活動を行う。
 - ア 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。
 - イ 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。
 - ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。
 - エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。
 - オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。
- ④ 市、消防本部及び医療機関等は、救急車で負傷者の搬送が困難な場合等、必要があるときは、ドクターヘリ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプター等による搬送を県又は県警察に要請する。

ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。

(4) 広域応援要請

- ① 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。
- ② 消防本部は、上記①によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。
- ③ 消防本部は、上記①・②の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。

- ④ 市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても救急・救助活動に対応できないと判断した場合は、本章第10節「自衛隊の災害派遣計画」に基づき自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。

4 海上における救助活動

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により捜索救助を行う。

第16節 医療救護活動計画

担当部署	◎健康増進課 消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により多数の負傷者が発生したとき、市は、糸魚川市医師会、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得て、災害から市民の生命、健康を守るために円滑な医療救護活動を行う。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 迅速かつ的確な医療救護活動を提供するために、災害発生直後から医療機関等の情報収集を行う。

イ 必要に応じ、指定避難所等に救護所を設置し、医療救護活動等を行う。

ウ 県災害救援ボランティア本部及び市ボランティアセンターと情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

② 県の責務

ア 迅速かつ的確な医療を提供するために、災害発生直後から市及び医療機関等から、広域災害・救急医療情報システム等により、必要な情報収集を行う。

イ 糸魚川地域振興局健康福祉部（糸魚川保健所。以下、本節において「糸魚川保健所」という。）は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、災害保健対策現地本部を設置する。

ウ 県は、市と情報共有し、地域住民の生命及び健康を守るため医療救護活動を行う。

エ 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。

オ 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

カ 県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

キ 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を依頼する。

③ 医療機関の責務

医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

④ 災害拠点病院の責務

ア 災害拠点病院（地域災害拠点病院である糸魚川総合病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

イ 県から救護班の派遣要請があった場合、又は派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

ウ 拠点となる医療関係機関においては、災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

⑤ 新潟DMA T指定医療機関の責務

新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

⑥ ドクターヘリ基地病院の責務

災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(3) 主な取組

市、県、医療機関及び医療関係団体が緊密な情報共有と協力体制の下に、救護所及び医療機関において、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

(5) 積雪期の対応

救護所開設時には、暖房器具を配置する。

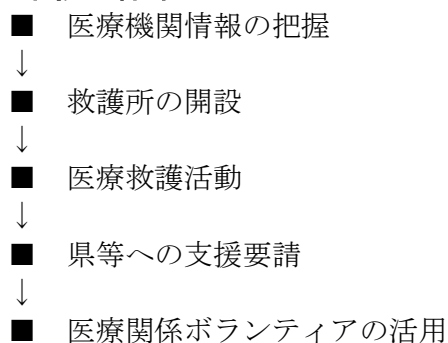
(6) 活動の調整

避難所の設置が長期間と見込まれ、市だけでは傷病者への対応が困難と見込まれる場合、糸魚川保健所長は救護センターを開設する。また、糸魚川保健所長を災害医療コーディネーターとし、被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医薬国保課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

(7) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 医療機関情報の把握

① 糸魚川保健所及び糸魚川市医師会は、それぞれ医療機関について次の情報を収集する。（糸魚川保健所：病院及び透析実施機関、糸魚川医師会：診療所）

ア 施設・設備の被害状況

イ 負傷者等の状況

ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）

エ 医療従事者の確保状況

オ 医療資器材等の需給状況

② 市及び消防本部は、糸魚川保健所及び糸魚川市医師会から医療機関についての情報を収集する。

(2) 救護所の開設

① 市は、災害により多数の負傷者が発生し医師による初期医療が必要なときは、糸魚

川市医師会の協力を得てあらかじめ定められた場所に救護所を開設する。

救護所予定施設は、資料 11-2 のとおり。

なお、救護所が被災現場から遠距離の場合や狭い地域に限定される場合等は、近傍の指定避難所等に開設することとし、その際は、直ちに糸魚川市医師会に連絡する。

- ② 必要に応じて、新潟県柔道整復師会上越支部にも協力を依頼する。

(3) 医療救護活動

① 救護所における活動

市は、救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援を要請する。

ア トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）

イ 診療及び実施可能な応急処置

ウ 医療機関（災害拠点病院）への移送手配

エ 軽傷者への治療指導及び保健指導

オ 医療救護活動の記録

カ 死亡の確認

キ 救護所の患者収容状況等の活動状況報告

② 患者等の搬送

ア 医師による応急処置を必要とする傷病者の救護所までの搬送は、家族、自治会、自主防災組織及び防災関係機関が協力して行う。

イ 医療機関での処置が必要な傷病者については、救急隊により速やかに搬送する。

ウ 消防本部は、多数の負傷者が発生、又は発生することが予想されたときは、救急隊の増強を図る。

③ 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援を要請する。

④ 医療機関の活動

医療機関及び災害拠点病院は、傷病者の収容要請を受けたときは速やかに受入れ体制を確立し、医療救護を行う。また、災害拠点病院は、被災状況によりDMATの派遣を検討する。

(4) 県等への支援要請

市は、大規模な地震が発生し、自らの医療救護活動のみでは対応できないときは、速やかに県に対し被害状況を報告するとともに、支援を要請する。

(5) 医療関係ボランティアの活用

市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(6) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による支援

- ① 県は必要に応じて国に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣調整を要請する。

- ② DHEAT構成員は、県の要請に応じ、医療救護活動に係る指揮調整業務の円滑化を図るため、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

第17節 防疫及び保健衛生計画

担当部署	健康増進課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなったりすることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

② 市の責務

災害等の発生時の被災地域における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策を行う。

③ 県の責務

市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

(3) 主な取組

災害時における被災地域の保健衛生対策、消毒及び感染症の予防や感染症患者の早期発見のための各種措置を実施するとともに、飲食に起因する食中毒等の発生防止のための食品の衛生監視、及び被災地域住民の心身の健康保持を図るため、食事に関する栄養指導やこころのケアを行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

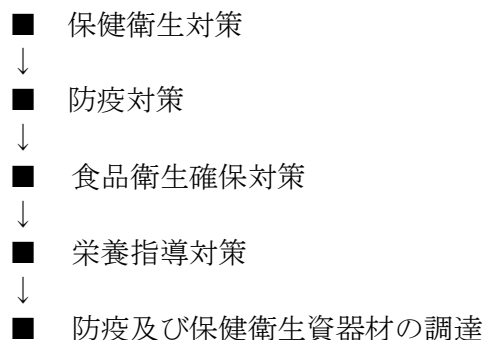
市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(5) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等に暖房器具を配置する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や防疫資器材等の運搬計画等に万全を期する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 保健衛生対策

市が実施する保健衛生対策は、次のとおりである。

- ① 被災者の避難状況把握及び県への報告
- ② 避難所等の整備、健康相談等の実施
- ③ 避難所等の生活環境整備
 - ア 食生活の状況（適切な食支援への対応及び食中毒の予防等への対応）
 - イ 衣類及び寝具の清潔の保持
 - ウ 身体の清潔の保持
 - エ 室温、換気等の環境
 - オ 睡眠及び休養の確保
 - カ 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔の保持
 - キ プライバシーの保護
- ④ 避難所における健康相談等の実施
 - 保健師を中心とした巡回班の編成
- ⑤ 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施
 - ア 市巡回班による、避難所、仮設住宅等の巡回
 - イ 被災者への適切な処遇のための医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護の実施及び福祉対策関係者等との連絡調整
 - （ア） 避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導
 - （イ） 難病患者、精神障がい者に対する保健指導
 - （ウ） インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
 - （エ） 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
 - （オ） 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
 - （カ） 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導
- ⑥ 県が実施する巡回計画作成への協力

(2) 防疫対策

市が実施する防疫対策は、次のとおりである。

- ① 防疫活動実施体制
 - 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。
- ② 感染症発生予防対策の実施
 - ア 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施
 - イ 飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導。台所、便所及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導
 - ウ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持。なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施
 - エ 便所、台所等を中心に消毒を実施
 - オ ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内）
 - カ 県と協力した感染症発生動向の把握、予防教育及び予防啓発活動の実施
- ③ 感染症発生時の対策実施
 - 台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物及びし尿は消毒後に処理する。
 - また、県から臨時予防接種の指示を受けた場合は、臨時予防接種を行う。

(3) 食品衛生確保対策

市は、緊急食品の配給に対する食品衛生の確保や、県へ炊き出し施設の情報を提供するとともに、県が行う食品衛生指導に協力する。

(4) 栄養指導対策

- ① 市は、炊き出し内容が被災者に特化した内容であるか等栄養管理を実施する。

- ② 避難所、仮設住宅及び被災家屋等において、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を行う。
- (5) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達
市は、防疫資器材等の備蓄及び調達について計画を作成し実施する。緊急時に、防疫資器材等の不足がある場合は糸魚川地域振興局健康福祉部（糸魚川保健所）に支援を要請する。
- (6) 原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の備蓄
市は、原子力発電所の事故等により、ヨウ素が飛散した場合に備え、安定ヨウ素剤を備蓄し、必要に応じて対象者への服用を指導する。
- (7) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による支援
 - ① 県は必要に応じて国に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣調整を要請する。
 - ② DHEAT構成員は、県の要請に応じ、防疫及び保健衛生活動に係る指揮調整業務の円滑化を図るため、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

第19節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）の精神的健康状態を的確に把握するとともに、精神的不調等に適切に対応することで、こころの健康保持・増進に努める。

(2) それぞれの責務

① 市（教育委員会）の責務

ア カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

イ 学校、幼稚園、保育園及び関係部署は、関係機関と連携を取りながら、保護者に対して生徒等に関するこころのケアの情報を提供するなど、適切な対策を実施する。

② 県の責務

ア 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

イ 市の学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を臨床心理士を派遣し実施する。

ウ 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

エ 市が実施する生徒等に対するこころのケア対策を支援する。

③ 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内

④ 学校の責務

ア 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。

イ カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施

ウ 教員による生徒等への早期カウンセリングの実施

(3) 主な取組

市及び校長は、関係機関等と連携して下記の取組を実施する。

① 災害救助法が適用された場合、災害発生から1週間後をめぐり、全ての学校に対する「該当学校教員への説明会」の開催を県に要請する。

② 災害救助法が適用された場合、災害発生から2週間後をめぐり、全ての学校に対するカウンセラーの派遣を県に要請する。

(4) 要配慮者に対する配慮

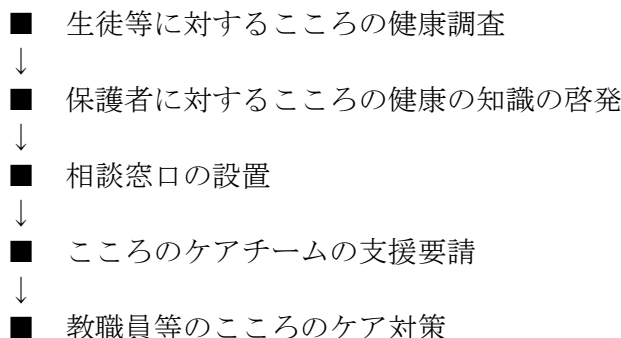
生徒等が災害から受けるこころの衝撃は大人より大きいと言われ、こころや体の不調が大人とは違った形で現れる傾向があるため、保護者及び周囲の人は十分に配慮する。

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、県と協力してガイドとなるパンフレット等を配付する。

(5) 積雪期の対応

冬期間は、積雪等により通常よりも閉じこもりがちになりやすいので、運動やレクリエーションにより気分転換を図る。

2 業務の体系



3 業務の内容

- (1) 生徒等に対するこころの健康調査
 - ① 市教育委員会は、県教育委員会の指導を受けながら、災害時のこころの健康についての正しい知識を学校訪問や説明会を開催して周知する。
 - ② 各学校においては、養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の生徒等観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする生徒等の把握に努める。
 - ③ 幼稚園及び保育園においては、関係課と連携して普段の観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする園児の把握に努める。
- (2) 保護者に対するこころの健康の知識の啓発
被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン等の支援情報等を、パンフレットやポスター、ホームページ等を使い、保護者に情報を提供する。
- (3) 相談窓口の設置
幼稚園、保育園、市役所及び各事務所等においてこころの相談窓口を設置し、保護者等の相談に応じ適切なアドバイスを行う。
- (4) こころのケアチームの支援要請
県教育委員会の派遣基準を基本としながら、状況に応じて市への支援を要請する。
- (5) 教職員等のこころのケア対策
 - ① 学校管理下における生徒等の指導だけではなく、緊急な業務を的確に行なわなければならない教職員及び学校職員は、災害直後から過酷な状況の中で学校教育活動を再開するためのさまざまな業務に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。
 - ② 幼稚園及び保育園においても小中学校同様、職員の身体とこころの健康管理に十分配慮する。

4 救援者が留意すべき事項

救援者は、それぞれの活動において次の事項に留意する。

- (1) PTSD（心的外傷後ストレス障害）となるような兆候を早期に発見し対応する。
- (2) 最大の援助者は家族なので、まず、家族が子どもの心的外傷に対しての応急処置ができるようにアドバイスする。
- (3) 「あなただけではない」ということ、「ひとりではない」ということを生徒等、家族に伝える。

- (4) 家族の精神状態にも十分な配慮をする。
- (5) 各機関(医療、保健、福祉、教育)の連携を強化して、できるだけ多角的に援助ができるように努める。
- (6) 中・長期的問題を抱える可能性もあるので、一時的に適応が良くなっても、問題を持ったときには再び相談できるような状況をつくる。

第20節 廃棄物の処理計画

担当部署	環境生活課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時には、大量に発生する生活ごみやがれき類、し尿等を円滑かつ迅速に処理し、生活環境の保全及び市民生活の早期安定を確保するため、市は、県、国、その他関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア ごみ処理

- (ア) 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (イ) 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。
- (ウ) ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わない。

イ し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

② 市の責務

ア ごみ処理

- (ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。
- (イ) 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (ウ) 別に定める災害廃棄物処理計画に基づき、処理を行い、進捗に応じて段階的に見直す。
- (エ) ごみの発生量を予測し、仮置場及び最終処分地を確保する。
- (オ) ごみの収集方法を決定し、速やかに市民等に周知する。この際、排出時の分別について充分周知を行う。
- (カ) ごみの処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- (キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。
また、有害廃棄物の適切な分別・保管により、安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- (ク) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルート確保を行う。
- (ケ) ごみの収集運搬及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

イ し尿処理

- (ア) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (イ) 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
- (ウ) 別に定める災害廃棄物処理計画に基づき、処理を行い、進捗に応じて段階的に

見直す。

- (エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

ウ 災害がれき類処理

- (ア) 隣家への倒壊、道路への支障等、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- (イ) 別に定める災害廃棄物処理計画に基づき、実施計画を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (ウ) 災害がれきの発生量を予測し、仮置場及び最終処分地を確保する。
- (エ) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに市民等に周知する。
- (オ) 災害がれきの処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- (カ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。
- また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図る他、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- (キ) 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置等、計画的な処理体制を構築する。
- (ク) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

③ 県の責務

- ア 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- イ 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- ウ 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。
- エ 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。
- オ 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(3) 主な取組

① ごみ収集

生活ごみ等の収集は、概ね3日～4日以内に開始する。

災害ごみの収集は、概ね3日～4日以内に開始し、7日～10日以内での収集完了に努める。

② し尿収集

し尿の収集は、概ね24時間以内に開始する。

③ 災害がれきの収集

災害がれきの収集は、概ね1か月以内に開始する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

(5) 積雪期の対応

積雪により災害廃棄物の収集活動に支障を来さないよう除雪体制を整備する。

2 業務の体系

■ 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

↓

■ し尿処理の対応



■ がれき類処理の対応

3 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

被災者及び市は、次のようなごみ処理を行う。

① 被災者

市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力し、各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。

② 市

ア 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定する。

イ 避難所のごみ収集体制を整備する。

ウ 家庭からのごみの分別、排出方法等について市民に周知する。

エ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

オ 必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。

カ 必要に応じ、ごみ収集運搬のためのボランティア派遣の調整を図る。

(2) し尿処理の対応

被災者及び市は、次のようなし尿処理を行う。

① 被災者

仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集運搬に協力する。

② 市

ア し尿処理の実行計画を策定する。

イ 住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集運搬の情報等を周知する。

ウ し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

(3) 災害がれき処理の対応

被災者及び市は、次のような災害がれきの処理を行う。

① 被災者

市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。

② 市

ア 災害がれきの処理及び緊急を要する家屋の解体について、必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。

イ 災害がれきの発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。

ウ 市民等に災害がれき処理の方法を周知する。

エ 災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

オ 必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。

4 廃棄物処理組織体系及び業務の概要

廃棄物処理組織体系及び業務の概要は、「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画」に定める。

第21節 トイレ対策計画

担当部署 環境生活課 ◎ガス水道局

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

地震発生から「最低3日間、推奨1週間分」に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

② 市の責務

ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。

イ 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

ウ 市で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

エ 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

③ 県の責務

市町村が把握したニーズに応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

(3) 主な取組

① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

目標時間	対応
地震発生後～12時間	- 避難所公共トイレの使用 - 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによるトイレ確保 - 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援に基づき調達
〃 ～1日目程度	企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃 12時間～ 2日目程度	企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃 2日目程度～	- 需要に応じてトイレ追加・再配置 - 需要に応じてトイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレの供給

② トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。

③ トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。

(4) 要配慮者に対する配慮

① 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、概ね24時間以内に要配慮者用の簡易トイレを配備する。

② 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

③ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(5) 快適な利用の確保

- ① 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- ② 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ③ 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- ④ 市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。
- ⑤ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

(6) 積雪期の対応

仮設トイレ周辺の除雪など常にトイレ使用が可能となるよう配慮する。

2 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

市は、避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握するとともに、避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。また、避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。

市は、糸魚川市社会福祉協議会を通じて、避難所運営等の補助にあたるボランティア派遣を要請する。

県は、市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

市は、避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握するとともに企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。

トイレ用品については、義援物資提供の申出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける。）し、調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

3 し尿収集計画

- (1) 非被災地域に関しては収集を一時的に保留し、被災地域や避難場所等から優先的に収集を行う。
- (2) 収集量に対する処理能力が及ばないときは、応急的な措置として、便槽容量2～3割程度のくみ取り量に制限して、各戸でトイレの使用を可能とする。
- (3) し尿の収集、処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時中止する。
- (4) 仮設トイレの設置等による収集業務の増大については、必要に応じて近隣市町村に支援要請を行う。

第22節 入浴対策計画

担当部署	健康増進課 ◎商工観光課
------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

- ア 被災を受けていない入浴施設管理者への施設開放要請
- イ 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- ウ 県への支援要請

② 県の責務

- ア 自衛隊に対する入浴支援要請
- イ 県内市町村及び隣接県への協力要請
- ウ 公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力要請

(3) 主な取組

入浴機会の確保は、地震の発生から概ね3日を目安とする。

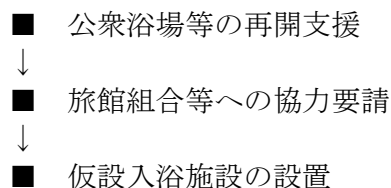
(4) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、入浴施設までの交通手段の確保に努める。
- ② 市及び県は、要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保に努める。
- ③ 市及び県は、要配慮者への入浴施設情報について、広報の徹底を図る。
- ④ 市及び県は、乳幼児の沐浴に必要な物品を整備する。
- ⑤ 市及び県は、乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請を行う。
- ⑥ 市及び県は、乳幼児の沐浴サービスに関する広報を徹底する。

(5) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 公衆浴場等の再開支援

市は、業務再開可能な公衆浴場等に対し給水等の支援を行い、入浴環境を確保するとともに、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、避難者に対して入浴施設情報の広報を行う。

(2) 仮設入浴施設の設置

市は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への自衛隊の仮設入浴施設設置等について、県を通じて要請する。

(3) 旅館組合等への協力要請

市は、市内の旅館組合等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

第23節 食料・生活必需品等の供給計画

担当部署	◎市民課	福祉事務所	健康増進課	商工観光課	消防本部
------	------	-------	-------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災者及び災害応急事業現地従事者に対し、主要食料、副食、飲料水等を供給する必要があるときは、県及び民間業者、防災関係機関等との連携により確保し、速やかに供給する。

また、被災者に対し生活必需品を供給する必要がある場合も、県や民間業者、防災関係機関等との連携により迅速かつ的確に供給する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

地震発生から、流通機構の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

② 市の責務

ア 自ら物資等を用意できない被災者への物資等の供給を行う。

イ 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

ウ 市で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

エ 避難が長期化した場合は、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

オ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

③ 県の責務

ア 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

イ 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

ウ 県で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

エ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

オ 自衛隊に対し、現地炊飯（炊き出し）支援を要請する。

④ 指定地方行政機関等の責務

ア 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

イ 物資等の調達、輸送について、市及び県を支援する。

(3) 主な取組

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生12時間後からとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

① 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

- ア 地震～12 時間以内
市民による自己確保又は避難所等の保存食料
- イ 地震 12 時間後～
おにぎり、パン等の簡単な調達食
- ウ 地震 24 時間後～
配送食対応
- エ 地震 72 時間後～
自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）
（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

② 生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの。）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルク・液体ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ等の供給は需要の把握から概ね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね 24 時間以内に行うことを目標とする。

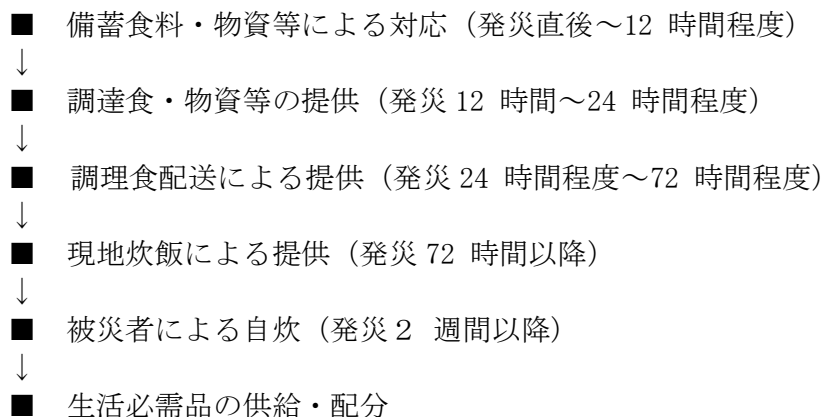
(4) 要配慮者に対する配慮

- ① 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（地震 24 時間後～）
- ② 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（地震 24 時間後～）

(5) 積雪期の対応

- ① 市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。
- ② 市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～12 時間程度）

市は、避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握する。また、避難者、自主防災組織等の協力のもと、避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分する。避難所で不足する物資等については、他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。

(2) 調達食・物資等の提供（発災 12 時間～24 時間程度）

市は、調達食、物資等の提供のため次のような対応を行う。

- ① 避難者のニーズ把握
- ② 避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。

- ③ 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。
- ④ 調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。
- (3) 調理食配送による提供（発災 24 時間程度～72 時間程度）
市は、避難者のニーズを把握し、日本赤十字社・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整、及び避難所内外の被災者への給食方法の調整を行うとともに、必要食数を県災害対策本部に報告する。
- (4) 現地炊飯による提供（発災 72 時間以降）
市は、自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を把握し県に報告するとともに、自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。また、ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。
県は、自衛隊に現地炊飯を要請する。
- (5) 被災者による自炊（発災 2 週間以降）
被災者は、市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在看込みと自炊の意思を伝える。
市は、被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告し、調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。
- (6) 物資等の供給及び運送の要請等
市は、災害応急対策の実施にあたって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請する。
県は、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。また、災害応急対策の実施にあたって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。
県は、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。また、運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。
- (7) 義援物資の配布
市は、受入れた義援物資を市ボランティアセンター等と協力して配布する。また、義援物資の受入れに際しては、物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。
県は、義援物資の送付先市町村を紹介するとともに、県が受入れた物資の中から、市から要請された品目を送付する。物資の送付にあたっては、自衛隊等に輸送を依頼する。
- (8) 燃料の調達・供給
市は、災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、災害時応援協定団体に対し、燃料の緊急供給の要請を行うとともに、県に対し燃料の緊急供給を要請する。
県は、市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的な燃料の供給を要請するとともに、被災状況の程度に応じ、国等へ緊急燃料の確保を要請する。
また、市及び県は、市民に対し、燃料類の供給見通しについて広報し、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。
県は、市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第24節 要配慮者の応急対策

担当部署	環境生活課 ◎福祉事務所 健康増進課 消防本部
------	-------------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

また、市、県等の行政と、日ごろ避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自治会、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。

(2) それぞれの責務

① 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

② 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

③ 企業等の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

④ 国際交流協会等、外国人雇用企業及び国際交流関係団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

ア 国際交流協会等

国際交流協会等は、市及び県の要請に基づき、多言語による支援に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。また、必要に応じ県内外の関係団体に協力要請を行う。

イ 外国人雇用企業、国際交流関係団体等(日本語教室を含む。)

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況の把握に努め、市に報告する。

⑤ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力に努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校、幼稚園及び保育園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、本章「第27節 学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

⑥ 市の責務

市は、災害発生直後は、地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、避難行動要支援者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。また、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行う。避難後は、要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行うなど、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、情報を得にくい外国人や視聴覚に障害のある人等に対して、適切な情報提供を行う。

⑦ 県の責務

県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障害者等への情報提供を支援する。

(3) 主な取組

① 避難誘導対策

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

② 指定避難所の設置・運営

指定避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

指定避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

③ 生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

④ 保健・福祉対策

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

⑤ 外国人支援対策

外国人の被災・避難状況の確認を行うとともに、多言語による支援体制を整備し、情報提供等の支援を行う。

(4) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講ずる。

2 業務の体系

■ 避難誘導対策

↓

■ 生活の場の確保

↓

■ 保健・福祉対策

↓

■ 情報提供

↓

■ 外国人支援対策

3 業務の内容

(1) 避難誘導対策

市は、防災関係機関と連携し次に示す対応にあたる。

① 避難情報の伝達

② 避難行動要支援者の指定避難所への誘導及び移送

③ 指定避難所での要配慮者の安否確認及び生活環境の確保

④ 要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所・入院

(2) 生活の場の確保

市は、生活の場を確保するため次のような対策を講ずる。

① 公的宿泊施設での一時収容

② 公営住宅等の確保

③ 旅館及びホテルの確保を県に要請

- ④ 応急仮設住宅の確保
- (3) 保健・福祉対策
 - 市は、保健・福祉対策として次のような対策を講ずる。
 - ① 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等による要配慮者の健康の確保
 - ② 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供による要配慮者の福祉の確保
 - ③ 避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所
- (4) 情報提供
 - 市及び県は、要配慮者へ様々な手段を用いた確かな情報提供を行う。
- (5) 外国人支援対策
 - 市及び県は、外国人関係団体の協力のもと、外国人の被災・避難状況の確認を行うとともに、多言語による情報提供等の支援を行う。
 - また、国際交流協会等は通訳・翻訳ボランティア等の確保を行う。

4 糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン

次の項目については、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」に定める。

なお、災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、「災害時要援護者」の表記が修正されたが、新たに「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」を改正するまでの間は、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」中「災害時要援護者」とあるのは「要配慮者」又は「避難行動要支援者」と、「災害時要援護者登録」とあるのは「避難行動要支援者登録」と読み替えて、避難行動要支援者の支援等を行うものとする。

- (1) 災害時要援護者（「要配慮者」又は「避難行動要支援者」）
- (2) 避難誘導・安否確認体制
- (3) 防災情報の発令及び伝達体制の整備
- (4) 避難所における支援
- (5) 区分別支援方法
- (6) 災害時要援護者登録（避難行動要支援者登録）
- (7) 個別支援計画の作成
- (8) 災害時における個人情報の取扱

第25節 建物の応急危険度判定計画

担当部署	◎建設課 都市政策課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用にあたっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

② 市の責務

ア 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄に努める。

イ 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

ウ 実施本部を設置し、判定を実施する。

エ 市が自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

オ 判定結果の集計を行い県に報告する。

カ 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住宅被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。

キ 必要に応じて判定結果に対する相談窓口を設置する。

③ 県の責務

ア 市（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。

イ 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県（以下、「ブロック幹事県」という）に応援を要請する。

ウ 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報提供する。

エ 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。

オ 判定結果の集計、整理及び記録作成を行う。

④ 国（国土交通省及び北陸地方整備局）の責務

広域支援本部長の支援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。

⑤ 建築士会等の建築関係団体の責務

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

⑥ 応急危険度判定士の責務

ア 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。

イ 判定士への情報連絡に協力する。

ウ 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

(3) 主な取組

応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後 1日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3日	県外判定士による判定活動の開始

〃 10 日	判定活動の終了
〃 10 日～	判定結果に対する相談業務への移行

(4) 要配慮者に対する配慮

- ① 応急危険度判定の目的の周知徹底を図り、罹災証明書との区別を十分に説明する。
- ② 必要に応じて判定結果に対する相談窓口を設置する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、二次災害発生の危険性の増大や外観目視調査が不可能になるなど、応急危険度判定の実施に困難を来すことから、積雪及び被災状況に応じた判定計画を策定するとともに、その実施にあたる。

(5) 被災家屋調査（罹災証明）との調整

混乱を避けるため、初期段階で応急危険度判定と被災家屋調査（罹災証明）との調整を図るとともに、市民に対し、応急危険度判定の目的の周知徹底を図り、罹災証明との区別を十分に説明する。

2 業務の体系

■ 情報の収集

↓

■ 判定体制の構築

↓

■ 判定計画の作成

↓

■ 判定・支援の実施

3 業務の内容

(1) 情報の収集

市は、建築物等の被害情報を収集するため次の対策を講ずる。

- ① 調査及び情報収集を行い、建築物等の被害状況を把握する。
- ② 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。

(2) 判定体制の構築

市は、建築物等の被害判定体制の構築のため次の対策を講ずる。

- ① 実施本部、判定拠点を設置する。
- ② 判定コーディネーターを配置する。
- ③ 県に支援要請を行う。

(3) 判定計画の作成

市は、次の対策を講ずる。

- ① 判定実施の要否を決定する。
- ② 判定実施計画を作成する。
- ③ 地元判定士を参集する。
- ④ 市民への周知及び広報を行う。

(4) 判定・支援の実施

市は、次の対策を講ずる。

- ① 判定士の受入れを行う。
- ② 判定資機材を判定士に供給する。
- ③ 判定士を実施地区に誘導する。
- ④ 判定結果を県に報告する。

第26節 宅地等の応急危険度判定計画

担当部署	◎建設課 都市政策課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災により宅地被害が広範囲に発生した場合において、被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するため、宅地被害に関する情報に基づき危険度判定を実施する。

(2) それぞれの責務

① 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

- ア 常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- イ 危険度判定の円滑な実施のため、市及び県が行う体制整備に協力するよう努める。

② 市の責務

- ア 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定実施の要否を決定する。
- イ 危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- ウ 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。
- エ 宅地判定士の協力の下に、危険度判定を実施する。
- オ 二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講ずる。

③ 県の責務

- ア 県は、市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成及び啓発を行う。
- イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講ずる。
- ウ 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講ずる。
- エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。
- オ 知事は、国土交通省または他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講ずる。

④ 国（国土交通省）の責務

- ア 国（国土交通省）は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、合わせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。
- イ 国土交通省は、県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。

⑤ 公益社団法人宅地擁壁技術協会の責務

知事からの要請があった場合は、宅地判定士の派遣等に協力する。

(3) 主な取組

- ① 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね 24 時間以内に決定する。
- ② 市は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね 72 時間以内に危険度判定の対象

となる区域及び宅地を定め、宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。

- ③ 市は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

(4) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者の自宅や収容施設については、より迅速な応急危険度判定を可能とする体制の整備に努める。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、二次災害発生の危険性の増大や外観目視調査が不可能になるなど、応急危険度判定の実施に困難を来すことから、積雪及び被災状況に応じた判定計画を策定するとともに、その実施にあたる。

2 業務の体系

■ 情報の収集

↓

■ 判定体制の構築

↓

■ 危険度判定の実施

3 業務の内容

(1) 情報の収集

- ① 市は、宅地の被害に関する情報を収集するとともに、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。
- ② 県は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講ずる。

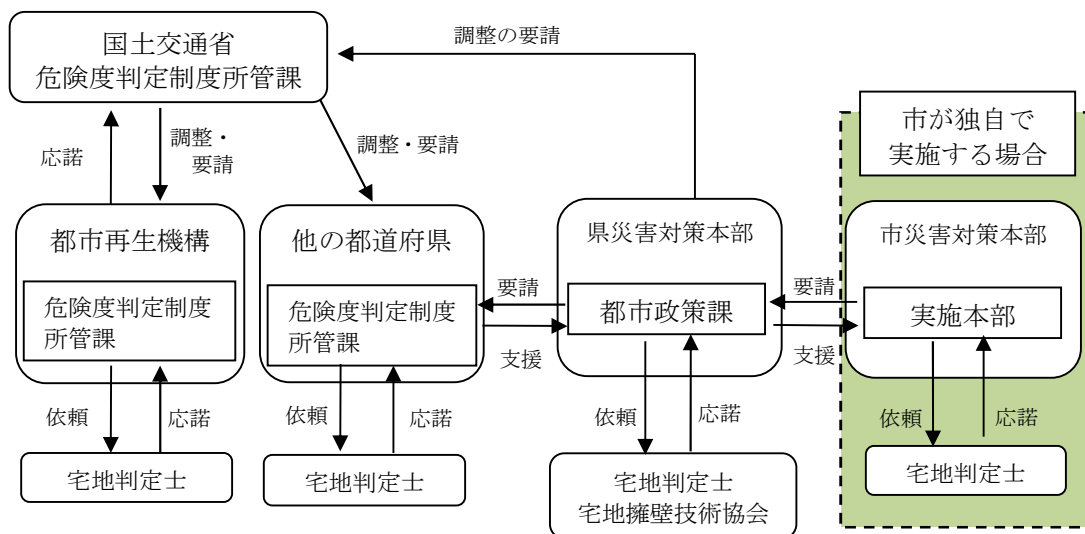
(2) 判定体制の構築

- ① 市は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。
- ② 市は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施等のための支援を知事に要請する。
- ③ 県は、市から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び公益社団法人宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講ずる。

(3) 危険度判定の実施

- ① 市は、実施体制の構築後、宅地判定士の協力のもとに、速やかに危険度判定を実施する。
- ② 市は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講ずる。
- ③ 市は、必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。

【 危険度判定実施体系図 】



第27節 学校等における応急対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時、学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）における園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、学校施設の被災等に対する迅速な対応を図る。

(2) それぞれの責務

① 学校の責務

ア あらかじめ定めた学校の危機管理マニュアルに従い、生徒等の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

イ 指定避難所の学校又は臨時に避難所となった学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっては、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、市災害対策本部に連絡のうえ、できる限り保護する。

ウ 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等のこころのケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

② 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

③ 県の責務

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(3) 主な取組

地震後概ね2週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(4) 要配慮者に対する配慮

盲学校、聾学校、特別支援学校等では、生徒等の帰宅や一時避難に対し支援する体制を確保する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等は、より一層慎重に行う。

2 業務の体系

(1) 学校における業務の体系

① 生徒等が在校している場合

■ 在校生徒等の避難・安否確認

↓

■ 避難生徒等の安全確保等

↓

■ 被災状況の把握と報告

↓

■ 保護者への安否情報の提供

↓

■ 避難所開設・運営協力

↓

- 生徒等の帰宅又は保護継続
- ↓
- 授業実施の判断・連絡
- ↓
- 非在校生徒等の安否確認
- ↓
- 生徒等のこころのケア
- ↓
- 学用品等の手配
- ↓
- 学校再開時期等の判断・準備

② 登下校時間帯

- 生徒等の掌握・避難
- ↓
- 避難生徒等の安全確保等
- ↓
- 生徒等の安否確認
- ↓
- 被災状況の把握と報告
- ↓
- 保護者への安否情報の提供
- ↓
- 避難所開設・運営協力
- ↓
- 生徒等の帰宅又は保護継続
- ↓
- 授業実施の判断・連絡
- ↓
- 非在校生徒等の安否確認
- ↓
- 生徒等のこころのケア
- ↓
- 学用品等の手配
- ↓
- 学校再開時期等の判断・準備

③ 勤務時間外

- 教職員の参集
- ↓
- 被災状況の把握と報告
- ↓
- 避難所開設・運営協力
- ↓
- 授業実施の判断・連絡
- ↓
- 生徒等の安否確認
- ↓

- 生徒等のこころのケア
 - ↓
 - 学用品等の手配
 - ↓
 - 学校再開時期等の判断・準備
- (2) 市における業務の体系
- 情報の集約・伝達
 - ↓
 - 学校への支援
 - ↓
 - 学用品等の支給

3 学校における業務の内容

(1) 生徒等の安全確保のための措置

① 生徒等の避難・安否確認

ア 生徒等が在校している場合

(ア) 生徒等の掌握・避難

直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難させる。その際、あらかじめ指定された者が、点呼用の名簿や防災用具等の非常持出品を携行する。(あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する。)

生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

(イ) 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防・警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び搜索活動を行う。

イ 登下校時間帯の場合

(ア) 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難させる。その際、非常持出品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記アと同様に対応する。

(イ) 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

ウ 勤務時間外の場合

(ア) 教職員の参集

校長(幼稚園、保育園の園長を含む。以下同じ。)及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(イ) 生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

② 被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところにより、生徒等の避難の状況、生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに市教育委員会又は県に報告する。

夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

ア 公立学校

学校の所在する地域で震度4以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず報告する。

イ 私立学校

人的・物的被害が生じた場合に、直ちに報告する。

③ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下において可能な方法で、保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

④ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、保育園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が取れない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

⑤ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定された経路で速やかに市教育委員会又は県に報告する。

⑥ 非在校生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

① 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

② 生徒等のこころのケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。

学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

③ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員会に報告する。

(3) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

① 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

- ア 校長
施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。
 - イ 副校長・教頭
校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。
 - ウ 主幹教諭・教諭
校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。
 - エ 養護教諭
学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。
 - オ 栄養教諭・学校栄養職員等
学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。
 - カ 事務職員等
行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。
- ② 校舎等を避難所として使用するときの注意
- ア 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力が得られるようにする。
 - イ 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。
 - ウ 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
 - エ 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市災害対策本部に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

4 市の業務内容

- (1) 情報の集約・伝達
市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校に伝達する。
また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置等の情報について、市の広報媒体等により広報し、保護者等への伝達に努める。
- (2) 学校への支援
次の事項について、学校の取組を支援する。
 - ① 学校施設の危険度判定のため、専門家を派遣又は斡旋する。
 - ② 必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについて指導したり、こころのケアの専門家を派遣したりして支援する。
 - ③ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。
- (3) 学用品等の支給
学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

5 県の業務内容

- (1) 情報の集約・広報
学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置等の情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、市民等への広報に努める。
- (2) 学校や市への支援

以下の点等について、学校の取組みを支援する。

- ① 県立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等のこころのケアについての情報を提供して教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、またこころのケアの専門家を各学校に派遣する。
- ③ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開やこころのケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。
- ④ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校及び市に斡旋する。

第28節 文化財応急対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

文化財所有者は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請するとともに、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。

(2) それぞれの責務

① 市民の役割

文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動にあたる。

③ 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等にあたりるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

④ 市の責務

ア 指定文化財への対策

(ア) 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動にあたる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

(イ) 市指定文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

イ 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

⑤ 県の責務

ア 指定文化財等への対策

(ア) 国及び県指定文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国、関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

(イ) 市指定文化財

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

イ 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

(3) 主な取組

市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

(4) 積雪期の対応

被災した文化財が積雪によりさらに損傷することも予想されるため、事前に対応方法等を確認しておく。

2 業務の体系

■ 文化財の応急対策

↓

■ 文化財の種別毎の対策

3 業務の内容

(1) 文化財の応急対策

- ① 文化財所有者は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- ② 文化財所有者等は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないような必要な措置をとる。
- ③ 市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- ④ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡等を通じて、文化財の被害状況把握を行い、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

① 建造物

文化財所有者は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

② 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

③ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

第29節 障害物の処理計画

担当部署	環境生活課	商工観光課	◎建設課	都市政策課	消防本部
------	-------	-------	------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点などを連絡する緊急交通路を確保する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

また、市は被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、国、県の関係出先機関及び自衛隊等との連絡体制を強化する。

イ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

② 県の責務

ア 県は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。

イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動等に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

ウ 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

③ 道路管理者等の責務（国、県、市及び東日本高速道路㈱）

ア 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、相互の情報提供に努めるとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。

イ あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定等により、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

ウ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察署の協力を得て排除する。

エ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、県等の協力を得て排除する。

④ 河川、港湾及び漁港管理者等の責務（国、県、市）

ア 河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、市及び県に情報を提供するとともに、可能な限り障害物を除去する。

イ 上越海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を市及び県に通報し、速やかに必要な

応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 主な取組

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

輸送路等の障害物情報収集	地震発生から3時間以内
緊急輸送道路の障害物の除去	地震発生から6時間以内
その他の輸送路等の障害物の除去	地震発生から24時間以内

(4) 要配慮者への配慮

避難路が障害物により寸断されるなど、要配慮者の避難に支障がでることを想定し、除去計画を策定する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県あるいは国等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたる。

2 業務の体系

- 被災地における障害物の情報収集（発災3時間以内）
↓
- 緊急輸送道路の障害物の撤去（発災6時間以内）
↓
- その他の輸送路等の障害物の撤去（発災24時間以内）

3 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集（発災3時間以内）

市は、市管理区域の道路、管理する漁港の航路等の障害物の状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

(2) 緊急交通路上の障害物の撤去（発災6時間）、その他の障害物の撤去（発災24時間以内）

市は、市管理区域の道路の障害物を除去する。特に、緊急輸送路については、最優先に実施する。

また市は、管理する漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

4 障害物の集積場所等

障害物の集積場所は、災害の状況に応じて市長が指示した場所とする。また、廃棄処理については、「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（災害廃棄物処理計画）」に定める。

第30節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

担当部署	◎環境生活課 福祉事務所 消防本部
------	-------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な地震では、建造物の倒壊、火災、津波等により、多くの死者を出すことがある。市は、関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うにあたり、県、国及び関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

② 県の責務

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

③ 県警察本部、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び自衛隊等関係機関の責務

市、県等が迅速に業務を推進できるよう支援する。

(3) 主な取組

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案及び処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(4) 関係者に対する配慮

一連の業務にあたっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

(5) 積雪期の対応

積雪期には、遺体の搜索、搬送等に支障を来さないよう、除雪体制を強化する。

2 業務の体系

■ 遺体等の搜索

↓

■ 遺体の収容

↓

■ 遺体の検案及び処理

↓

■ 遺体の埋葬

3 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

市は、県、県警察本部、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、自衛隊等関係機

関と協力して遺体等の搜索を行う。

(2) 遺体の収容

遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷等)を確保し、関係機関に連絡する。

また、搬送車両が不足する場合は、公益社団法人新潟県トラック協会又は県に車両の手配を要請する。

柩、ドライアイス等は、葬祭関係事業者から調達し、不足する場合は県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

(3) 遺体の検案及び処理

市は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会等に対し県を通じて協力を要請するとともに、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。また所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。

県警察本部は、収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

(4) 遺体の埋葬

市は、輸送車両が不足する場合は、公益社団法人新潟県トラック協会又は県に車両の手配を要請する。また、骨つぼ等は、葬祭関係事業者から調達し、不足する場合は県に要請する。

市は、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。また、災害時の火葬体制を確立しておき、被災状況等を県及び関係市町村に報告するとともに、速やかに火葬を行う。

4 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、市が所轄警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたる。
- (2) 県警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。

5 広域応援体制の整備

- (1) 市は、自ら遺体の搜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておく。
 - ① 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - ② 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ③ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第31節 愛玩動物の保護対策

担当部署	市民課 ◎環境生活課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

(2) それぞれの責務

① 飼い主の責務

ア 災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

イ 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

② 市の責務

ア ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するように努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

イ 避難所を設置するにあたり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

ウ 県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

③ 県の責務

ア ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

イ 危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

ウ 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

エ 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。

オ 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

カ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

④ 公益社団法人新潟県獣医師会の責務

ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

イ 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

⑤ 一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務

ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

イ 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部

⑥ 動物救済本部の責務

避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のため、相談窓口を設置する。

被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行う。

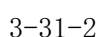
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働して行う。

組織図



第32節 災害時の放送

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 放送機関の対応

県内各放送機関は、地震又は津波に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行う。

地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従う。

放送にあたっては、要配慮者に対する配慮並びに積雪期の対応に配慮した放送を行う。

(2) 緊急放送の要請

県又は市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（危機対策課）を経由して行う。

① 緊急放送を要請できる内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物等の流出等、市民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、市民への緊急の避難呼びかけとする。

② 全県波放送局

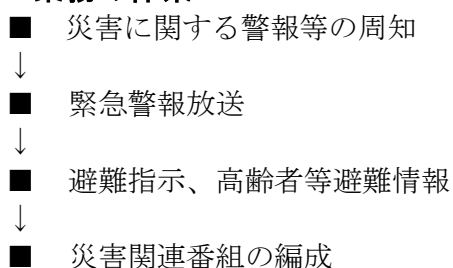
局 名
日本放送協会新潟放送局
(株)新潟放送
(株)NST新潟総合テレビ
(株)テレビ新潟放送網
(株)UX新潟テレビ21
(株)エフエムラジオ新潟

(3) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示等の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

2 業務の体系



3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

(1) 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、緊急地震速報、震度速報、大津波警報、津波警報、津波注意報等を放送する。

(2) 緊急警報放送

緊急警報放送は次の場合に限り実施する。

- ① 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条第 1 項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合
- ② 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条第 1 項の規定による、津波警報が発せられたことを放送する場合
- ③ 災害対策基本法第 57 条の規定により求められた放送を行う場合

(3) 避難指示、高齢者等避難情報

原則として速報するが、市民の避難が既に終了した中で新たな避難に関する情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。

(4) 災害関連番組の編成

地震の規模、震度、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成する。

第33節 公衆通信の確保

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

通信設備等を災害から防護するとともに、市、県及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

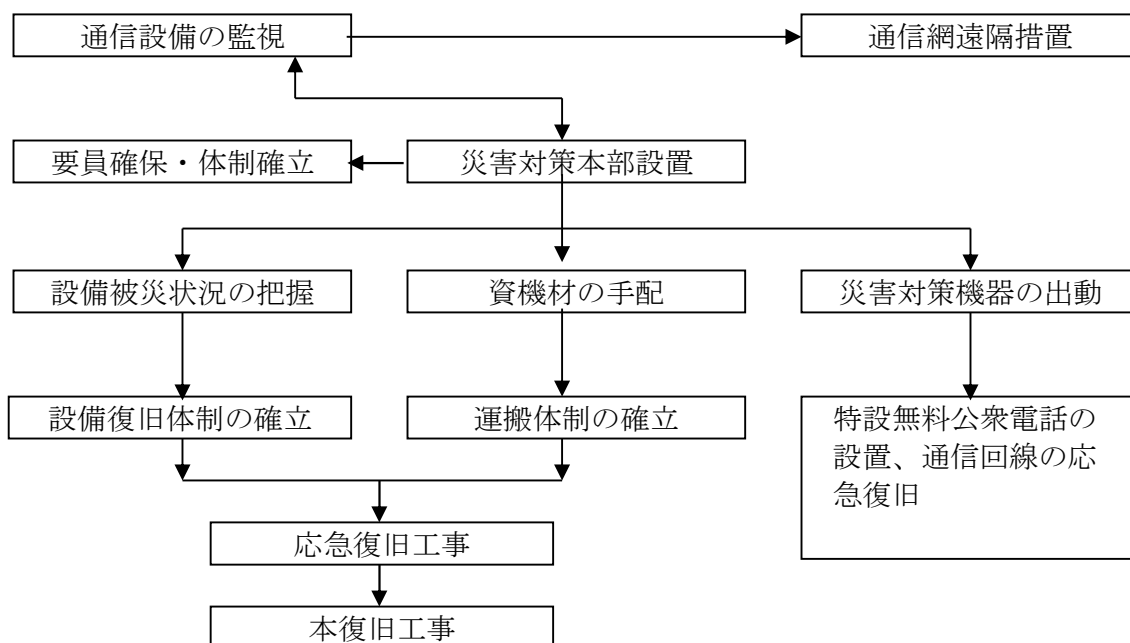
(2) 要配慮者に対する配慮

通信の不通により要配慮者への情報伝達が遅れることのないよう、自主防災組織や自治会等の協力により、迅速に情報伝達が行われるよう努める。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、通信施設の応急復旧作業が円滑に行われるよう努める。

2 公衆通信施設（㈱NTT東日本／㈱NTTドコモ）応急対策フロー図



3 業務の体系（㈱NTT東日本／㈱NTTドコモ）

- 応急対策
- ↓
- 復旧計画
- ↓
- 利用者への広報
- ↓
- 広域支援体制の整備

4 業務の内容

(1) 応急対策

① 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

(株)NTT東日本及び(株)NTTドコモは、県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、自動音声案内挿入措置等を行う。

② 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、(株)NTT東日本新潟支店及び(株)NTTドコモ新潟支店は同社の基準に基づき次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 支援本部

ウ 地震災害警戒本部

エ 災害対策本部

③ 設備復旧体制の確立

(株)NTT東日本及び(株)NTTドコモは、防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ NTTグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

④ 被害状況の把握

ア (株)NTT東日本及び(株)NTTドコモは、被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ (株)NTT東日本及び(株)NTTドコモは、被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

⑤ 災害対策機器等の出動

(株)NTT東日本及び(株)NTTドコモは、重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動基地局車

エ 移動電源車及び可搬電源装置

オ 応急復旧ケーブル

カ ポータブル衛星車

キ その他応急復旧用諸装置

⑥ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、(株)NTT東日本及び(株)NTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお道路通行が不可能な場合は、状況に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

⑦ 災害用伝言サービスの提供

(株)NTT東日本及び(株)NTTドコモは、震度6弱以上の地震発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

(2) 復旧計画

① 応急復旧工事

㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、災害による電気通信設備等を緊急に復旧するため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

② 復旧の順位

㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、海上保安機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの。

③ 本復旧工事

㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

(3) 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- ④ 市民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 広域支援体制の整備

㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、大規模災害が発生した場合は、同社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

① ㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモの応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、㈱NTT東日本本社災害対策室及び㈱NTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

② 全国の応援体制

㈱NTT東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめたうえで各支店災害対策室へ要請する。

第34節 電力供給応急対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

電力供給事業者は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

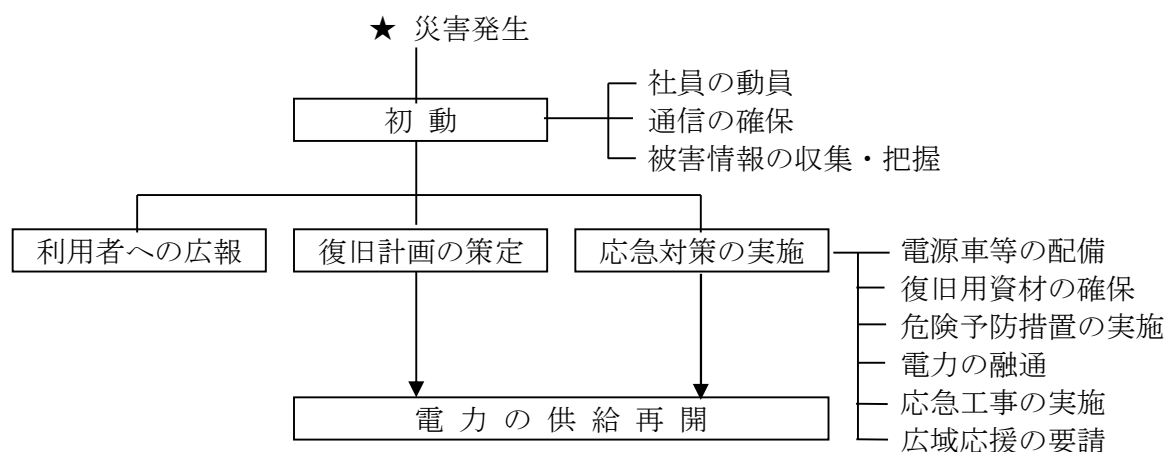
(2) 要配慮者に対する配慮

人工呼吸器装着者、在宅酸素療法等電気を必要とする要配慮者や、医療機関、福祉施設等に対し迅速な対応が行われるよう努める。

(3) 積雪期の対応

採暖対策を迅速に行うとともに、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、応急復旧作業が円滑に行われるよう努める。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 業務の体系

■ 復旧活動体制の構築



■ 応急対策



■ 復旧計画の策定



■ 利用者への広報



■ 広域応援体制の構築

4 業務の内容

(1) 復旧活動体制の構築

① 被災時の組織体制

東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、災害が発生した時は非常災害対策本部を設置し、設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1 非常体制	新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2 非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

② 動員体制

対策本部および各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

③ 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

④ 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

(2) 応急対策

① 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

② 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

③ 電力の融通

各電力会社及び東北電力（株）と隣接する各電力会社が締結した契約に基づき電力の緊急融通を行う。

④ 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

(3) 復旧計画の策定

復旧計画の策定にあたっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県及び市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

(4) 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

(5) 広域応援体制の構築

復旧活動にあたり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関連工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第35節 ガスの安全、供給対策

担当部署 | ガス水道局

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及びガス事業者（都市ガス事業者、L Pガス充てん事業者及びL Pガス販売事業者をいう。）は、地震発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

また、市は、二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ガス栓を閉止する等の地震発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火等の事故発生防止に努める。

② 市の責務

地震時等災害について予防策・発生時の対応について市民に周知をはかり、また、二次災害防止のための広報を行う。

③ 県の責務

L Pガス充てん事業者及びL Pガス販売事業者（以下、「L Pガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。

④ ガス事業者の責務

ア ガス供給設備の安全点検を行う。

イ 二次災害防止のための広報を行う。

ウ 被害状況を踏まえて復旧計画を定め、災害発生時の「地震時等防災対策要領及び地震・洪水等非常事態における救援装置要綱」に従って安全で効率的な復旧を進める。

エ ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。また、L Pガス事業者は、地震発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行い、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

オ L Pガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

カ L Pガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

(3) 主な取組

① 都市ガス事業者

地震発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	関係機関への報告
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了（注）

注：大規模な被害が生じた場合を除く。

② L Pガス事業者

地震後 1 時間	充てん所及び販売施設等の被害状況の把握
地震後 3 時間	二次災害防止措置
地震後 2 日	消費先の緊急点検完了
地震後 3 日	充てん所及び販売施設等の復旧（注 1）、消費先安全確認完了（注 2）

注 1：大規模な被害が生じた場合を除く。

注2：安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ① ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検をあわせて行う。
- ② 避難時に誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(5) 積雪期の対応

市民は、積雪期の地震発生に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪に努める。

2 業務の体系

■ 被害状況把握、二次災害防止措置等

↓

■ 復旧対策

3 業務の内容

(1) 被害状況把握、二次災害防止措置等

- ① 地震発生後、速やかに供給所施設、導管施設等の被害調査及び供給先ガス設備の緊急点検・安全確認点検等を実施し、被害状況を把握する。
- ② 調査及び点検の結果、ガスによる二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を停止する。

(2) 復旧対策

- ① 復旧計画を定め、「地震時等防災対策要領及び地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に従って安全で効率的な復旧を進めるとともに、消費先ガス設備の安全確認点検を行う。

必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。

- ② 二次災害の防止及び円滑な復旧作業のため、次の方法により広報を行う。

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問

エ 関係機関への協力要請

第36節 給水・上水道施設応急対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講ずる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

被害状況によっては、地震発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

② 市の責務

ア 市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講ずる。

イ 水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講ずる。また、状況により関係機関と連絡を密にして緊急体制をとる。

ウ 応急給水等の対応に困難が生じる場合は、関係機関に支援を要請する。

③ 県の責務

県は、情報の連絡調整や総合的な指揮・指導、また自衛隊への給水支援要請など関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(3) 主な取組（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1か月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

地震発生からの日数	目標水量	用 途
地震発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活用水の確保
概ね1か月以内	各戸1給水栓	

(4) 要配慮者に対する配慮

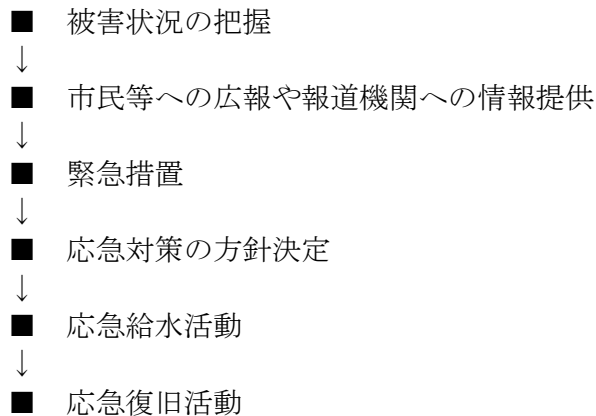
避難行動要支援者への給水にあたっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、応急給水や応急復旧作業が円滑に行われるよう努める。

また、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

2 業務の体系



業務スケジュール

☆地震発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)
直後 ～3h ～6h ～12h	3ℓ/日 生命維持	○被害状況の把握 ○市民等への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 ・被害状況の見積、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針
3日	20～30ℓ 最低生活 水量	◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 ◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧
1週間	30～40ℓ 生活水量 の確保	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水 第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
2週間		第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 (生活用水) 第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
1か月	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了

注) 避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

3 業務の内容

(1) 被害状況の把握

市は、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

また、テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況を確認し、職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録を行うとともに、他のライフライン担当部局等からも情報収集する。

(2) 市民等への広報や報道機関への情報提供

市は、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について市民に広報・周知するとともに報道機関へ情報提供する。

(3) 緊急措置

① 市は、緊急措置として概ね次の対応を行う。

ア 二次災害の防止措置

(ア) 水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動

(イ) 配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保

(ウ) 消防署へ情報提供し、消火活動へ配慮

(エ) 消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置

(オ) 上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置

イ 被害発生地区の分離

② 県は、有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請し、緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民に周知・指導する。

(4) 応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市は速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実施するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

また、県は被害が甚大な場合の応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。市が実施する対応は概ね次のとおり。

① 被害状況の見積

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

② 応援要請の必要性判断

動員の必要職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況等を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(5) 応急給水活動

市は、被害状況に応じて地区別に給水方法を選定し、病院、避難所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。また、衛生対策、地域特性、積雪期及び要配慮者等に対しても配慮する。

また、市のみでの対応が困難な場合は、関係機関への応援要請及び県に対し自衛隊による給水支援の要請を依頼する。

(6) 応急復旧活動

市は、次の応急復旧活動を行う。

① 取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。

② 病院、避難所、社会福祉施設等を優先的に通水させる等、優先順位を明確にする。

③ 他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。

④ 積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。

⑤ 日報、写真等により活動状況を記録する。

第37節 下水道等施設応急対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

下水道等施設は、被災時には被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要することから、市民生活に与える影響が大きい。

このため、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等の処理場、ポンプ場及び管渠等が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は協力する。

イ 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

ウ 地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

② 市の責務

ア 市は、被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。

イ 被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、必要な応急処置を講ずるとともに、必要に応じて「新潟県における下水道災害時の支援に関するルール」に基づいて支援を要請する。

ウ 市は、応急体制に必要な情報を収集するとともに、連絡体制を確立する。

エ 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

オ 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材及び応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

③ 県の責務

ア 市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

イ 流域下水道等施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急措置を講ずる。

ウ 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

(3) 主な取組

① 下水道等施設復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震発生後～3日目程度	- 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査及び緊急措置 - 市民等への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～1週間程度	- 応急調査着手、応急計画策定 - 施設応急対策実施
〃 1週間程度～1か月程度	- 本復旧調査着手 - 応急復旧着手・完了
〃 1か月～	- 本復旧調査完了、本復旧計画策定 - 災害査定実施、本復旧着手

② 市は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、指定避難所に要配慮者に配慮したトイレを設置するよう努める。
- ② 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し二次被害を受けないようにする。

(5) 積雪期の対応

市及び県は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

2 業務の体系

■ 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

↓

■ 応急復旧による対応

↓

■ 外部応援依頼による対応

↓

■ 本復旧による対応

3 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

市は、緊急措置として概ね次の対応を行う。

- ① 下水道等施設、市管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告
- ② 緊急調査等に基づく応急復旧計画の策定

(2) 応急復旧による対応

- ① 市は、応急復旧として概ね次の対応を行う。

ア 応急復旧計画に基づき応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。

イ 仮設用資材調達に努める。

ウ 地域住民等に応急復旧状況等を周知する。

エ 県に応急復旧状況等を連絡する。

オ 病院、避難所及び公共施設等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。

- ② 県は、市の応急復旧状況等を把握し、必要に応じて、市への支援を行う。

(3) 外部応援依頼による対応

- ① 市は、県、協定市町村、協定事業者等に応援を依頼し、災害対応業務を実施する。
- ② 市は、応援機関等の受入れ体制を整備する。

(4) 本復旧による対応

- ① 市は、本復旧として概ね次の対応を行う。

ア 災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。

イ 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。

ウ 本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。

エ 地域住民等に本復旧状況等を周知する。

オ 病院、避難所及び公共施設等に連結する下水道等を優先的に復旧する。

- ② 県は、災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連絡調整を行う。

第38節 危険物等施設応急対策

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等施設は、地震発生時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、危険物等施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

(2) それぞれの責務

① 危険物等取扱・貯蔵事業者等の責務

地震による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

② 消防本部の責務

地震による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

③ 市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

④ 県の責務

地震による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(3) 主な取組

地震による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

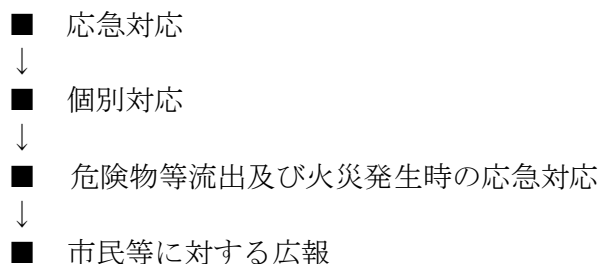
(4) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、避難行動要支援者の迅速な避難等を実施する。

(5) 積雪期の対応

積雪により避難に時間がかかることを配慮し、早めの避難活動を実施する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 応急対応

各機関の役割は概ね次のとおりである。

① 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応

ア 地震発生時には直ちに応急点検を実施する。

イ 地震により被害を受けた場合は、消防機関、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

ウ 地震により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。

エ 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。

オ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

② 消防本部の対応

危険物等取扱・貯蔵事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎょ活動を実施する。

③ 市の対応

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

④ 県の対応

消防機関等からの被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(2) 個別対応

① 各事業所及び管理者の対応

ア 火薬類取扱事業所

地震により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。

イ 高圧ガス取扱事業所

高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。

ウ 有害物質取扱事業所

有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示（緊急）及び被害状況調査を行う。

エ 放射性物質使用施設等の管理者

放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。

放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。

② 消防本部の対応

消防本部は、危険物等施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

③ 県の対応

ア 県は、知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認

められるときは、当該施設の管理者等に対し、当該施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

イ 毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。

ウ 有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

危険物等流出及び火災発生時の応急対応は、概ね次のとおりである。

① 市民の対応

危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防機関、県警察、海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。

② 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応

関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。

③ 消防本部の対応

災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。

④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の対応

危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示等を行う。

⑤ 市の対応

ア 危険物施設の付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。

イ 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。

対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者から直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

ウ 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から必要に応じ環境調査を実施する。

⑥ 国及び県の対応

ア 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

イ 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。

(4) 市民等に対する広報

① 危険物等取扱・貯蔵事業者は、地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

② 市は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性等について、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て災害情報の周知徹底を図る。

③ 県は、関係機関と連携を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。

④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶に危険が及ぶおそれがある場合は、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。

第39節 道路・橋りょう・トンネル等の応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎建設課	都市政策課
------	-------	-------	-------	------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市道及び市管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。市道の被害状況等については県に報告する。

② 県の責務

県道及び県管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、避難指示等を市に要請する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

③ 国（高田河川国道事務所）の責務

国道及び国管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、避難指示等を市に要請する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

(3) 主な取組

地震等による被害を最小限に食い止め、道路関連施設の損傷による二次災害を防止する。

また、早期の応急復旧により災害支援活動が円滑に進むよう配慮する。併せて、道路情報を広報し、市民や関係機関に周知する。

(4) 要配慮者に対する配慮

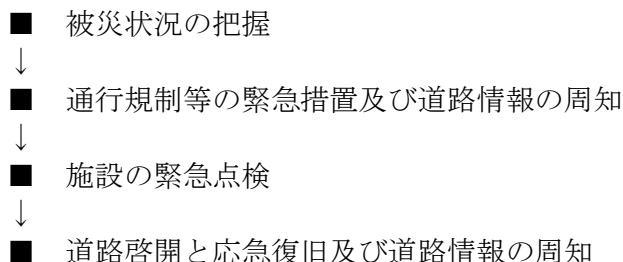
道路管理者等は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。

(5) 積雪期の対応

各道路管理者は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。

また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 被災状況の把握

道路管理者である東日本高速道路㈱、国土交通省、県及び市は、直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響等について情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線の状況は、最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

① 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

② 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を市民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋りょうやトンネル等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間(土砂崩壊・落石等の危険箇所)の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

① 道路啓開

ア 道路啓開等の緊急措置は、道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

イ 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

エ 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

② 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消等、道路施設の重要性に十分配慮し取り組む。

③ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等、市民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

4 道路情報の共有

市は、国、県及び他市町村との連絡をとり、災害時の道路情報を共有する。

第40節 港湾・漁港施設の応急対策

担当部署	商工観光課 ◎農林水産課
------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により港湾・漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

これらの施設については、地震による施設の損壊場所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

地震発生後、港湾・漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防本部又は県警察等へ通報する。

② 市の責務

地震による港湾・漁港施設の被災の通報を市民・企業等から受けたとき又はパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見したときは、県へ通報するとともに、管理する漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整え、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

③ 県の責務

県が管理する港湾・漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

④ その他の防災関係機関の責務

北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

(3) 主な取組

速やかに被災概要調査を行い、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の避難指示等及び避難誘導を実施する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 業務の体系

■ 市民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検

↓

■ 被害の拡大及び二次災害の防止

↓

■ 障害物の処理

↓

■ 応急復旧

↓

■ 施設利用者及び市民等に対する広報

3 業務の内容

(1) 市民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検

① 市の対応

ア 市は、港湾・漁港施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示等及び避難誘導を実施する。

イ 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等により管理施設の被災概要、被災状況の把握及び施設の緊急点検を実施する。ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合には緊急点検を実施する。

② 県の対応

県は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合には緊急点検を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。

また、人的被害の発生を防止するべく、立入禁止措置を講ずる。

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 障害物の処理

各施設管理者は、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部及び北陸地方整備局に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

各施設管理者は、施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 施設利用者及び市民等に対する広報

被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、市及び県等の防災関係機関へ周知する。

また、被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民に周知し、市、県及び防災関係機関は情報を共有する。

第41節 鉄道事業者の応急対策

担当部署	建設課
------	-----

1 計画の方針

(1) 基本方針

西日本旅客鉄道(株)、えちごトキめき鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)（以下「鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

旅客の中に要配慮者がいる場合は、避難誘導や被害状況等の広報について十分に配慮し、動揺や混乱の防止に努める。

(3) 積雪期の対応

鉄道事業者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の運転を一時中止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

2 業務の体系

■ 運転規制の実施

↓

■ 旅客等に対する広報

↓

■ 救護、救出及び避難

↓

■ 代替輸送計画

↓

■ 応急復旧対策

↓

■ 市民等に対する広報

3 業務の内容

(1) 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震発生時及び津波警報等発表時には、その強度等により運転規制等を実施し、安全確認を行う。

(2) 旅客に対する広報

① 駅等における旅客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を旅客に案内する。

ア 災害の規模

イ 被害範囲

ウ 被害の状況

エ 不通線区

オ 開通の見込み等

② 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を旅客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

ア 停車地点と理由

- イ 災害の規模
- ウ 被害の状況
- エ 運転再開の見込み
- オ 避難の有無・方法等

③ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、旅客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

① 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

② 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

① 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

② 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

③ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

④ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

(6) 市民等に対する広報

① 鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

② 鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況や復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市及び県へ報告するものとし、市及び県は、鉄道事業者からの情報を複数のメディアを活用して積極的に市民に周知する。

第42節 治山・砂防施設等の応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎建設課	消防本部
------	-------	-------	-------	------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山、砂防等の管理者は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

治山・砂防施設の被災、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、県、消防本部又は県警察等へ通報する。

② 市の責務

市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

③ 県、国の責務

県、国は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(3) 主な取組

市、県及び国は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。

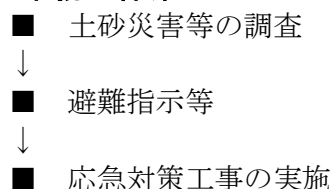
県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期は、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合は、気象条件等を勘案した上で、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

① 市、県及び国は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を

行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

また、重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき緊急調査を実施する。

- ② 県及び国は、被災概要調査結果及び状況の推移を市に連絡する。

また、緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として、市に通知する。

- ③ 市は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(2) 避難指示等

- ① 市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示や避難誘導等を実施する。

- ② 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を整備する。

- ③ 県及び国は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

(3) 応急対策工事の実施

市、県及び国は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施するとともに、ワイヤーセンサーや伸縮計等の感知・観測機器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ適切に通報するシステムについても検討する。

第43節 河川・海岸施設の応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎建設課
------	-------	-------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

河川・海岸等の管理者は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

河川・海岸施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防本部又は県警察等へ通報する。

② 市の責務

市民等から、河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認したときは、県及び関係機関へ連絡し、河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

③ 県、国の責務

県、国は、地震による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(3) 主な取組

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。

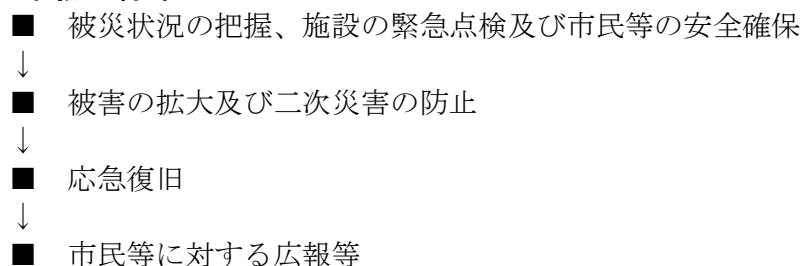
また、施設の応急対策にあたっては、要配慮者の利用に配慮した対応を行う。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期は、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合は、気象条件等を勘案した上で、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民等の安全確保

- ① 河川・海岸施設の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。

点検及び巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施し、危険な箇所については、人的被害の発生等を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

また、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、県、消防本部、県警察等へ通報する。

- ② 市は、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

河川・海岸管理者は、パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。

- ① 河川管理施設及び許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域での浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、施設管理者は、速やかに応急的処置を講ずるとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。

オ 油や危険物等の流出等の事故対策

地震により発生した危険物等や油の流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策に係る調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

- ② ダム施設

ア 貯水位制限等の対策

地震後の点検等により異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急措置

地震後の点検により異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施する

とともに臨機に止水処理等の応急措置を講ずる。

ウ 関係機関への通知と市民への周知

地震後の点検によりダム施設に漏水、変形又はダムの挙動異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、各ダムの操作規則に基づき、関係機関への通知及び一般住民への周知を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する事項

関係機関や利水者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行う。

③ 海岸保全施設

ア 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

被災箇所については、地震後の津波、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立入禁止措置を講ずる。

イ 海岸保全施設の応急措置

海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講ずる。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

地震により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整

海岸保全施設においては、津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

(3) 応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

(4) 市民等に対する広報等

施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市民等へ逐次周知する。また、地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防本部等へ逐次連絡する。

被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、避難指示等を発令する。

第44節 農地・農業用施設等の応急対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

農地及び農道、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の管理者は、地震による被害を軽減するための措置を行うとともに、地震発生時には関係機関と連携し各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

地震発生直後の被災情報の収集・連絡にあたりとともに、土地改良区等施設管理者と協力して防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

② 県の責務

地震発生直後の被災情報の収集・連絡に当たりとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

③ 土地改良区・施設管理者等の責務

地震発生直後の被災情報の収集・連絡にあたりとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

(3) 主な取組

① ため池の点検及び報告については、次のとおりとする。

ア 対象ため池

堤高10m以上若しくは貯水量10万 m^3 以上又は決壊した場合人的被害を及ぼすおそれがあるため池

イ 対象地震

堤高15m以上は、ため池地点周辺が震度4以上（堤高15m未満は、震度5弱以上）

ウ 点検内容

(ア) 速報：目視による外観点検（3時間以内に報告）

(イ) 緊急点検：目視による外観点検（24時間以内に報告）

② 頭首工、排水機場、地すべり防止施設その他事業実施中の工事現場においては、被災により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度5弱以上になった場合に緊急点検を行い、24時間以内に報告を行う。

③ 施設管理者は、緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、速やかに二次災害防止措置を講ずるとともに、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設においては、速やかに応急復旧を行う。

④ 施設の被災により、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導を実施する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者利用施設に近接する農業用施設等の応急対策にあたっては、優先して行うよう努める。

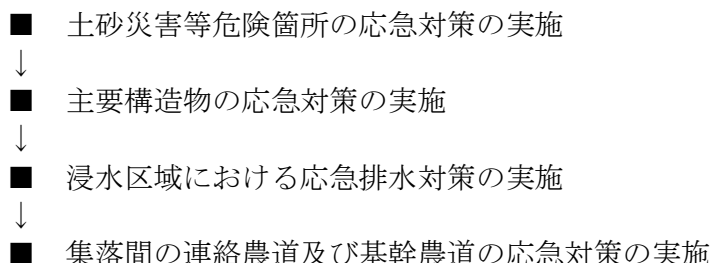
(5) 積雪期の対応

① 積雪期は、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うこ

とから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

- ② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系



3 業務の内容

- (1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施
施設管理者は、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。
危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。
また、二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。
- (2) 主要構造物の応急対策の実施
施設管理者は、専門技術者等を活用して、管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。
また、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じ、災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。
- (3) 浸水区域における応急排水対策の実施
施設管理者は、締め切り工事を行うとともに、排水ポンプにより排水対策を行う。また資機材が不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼する。
- (4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施
施設管理者は、避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。
通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。

第45節 農林水産業応急対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時においては、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業用施設の損壊、家畜等の突然死及び飼養施設の損壊等が予想されることから、市は、農林水産業関係団体等と緊密な連携をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

(2) それぞれの責務

① 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者の責務

ア 地震に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。

イ 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平常時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

ウ 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

② 関係団体の責務

農業協同組合、新潟県農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合等の関係団体は、被害状況の把握を行うとともに、市等が行う農林水産業被害の取りまとめに協力するとともに二次災害発生の発生防止等の応急措置を講ずる。

③ 市の責務

ア 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、糸魚川地域振興局等に報告する。

イ 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

ウ 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

④ 県の責務

ア 糸魚川地域振興局は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

イ 糸魚川地域振興局は、必要に応じ市及び関係団体へ連絡要員を派遣するとともに必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。

ウ 県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

エ 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(3) 主な取組

① 24時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。

② 被害状況により、3日以内に二次災害を防止するための指導及び指示を行う。

③ 被害状況により、1週間以内に応急対策を講ずるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(4) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 業務の体系

- 被害状況の把握
- ↓
- 二次災害の防止
- ↓
- 応急対策

3 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

① 被害状況の把握

市は、農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、糸魚川地域振興局に報告する。

糸魚川地域振興局は、市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

県は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

② 二次災害の防止

市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

ウ 農薬の漏出防止措置

③ 応急対策

市及び糸魚川地域振興局は、農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

ア 農作物の病虫害発生予防のための措置

イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

オ 種苗の供給体制の確保

カ 農業用施設の応急工事等の措置

県は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

① 被害状況の把握

市は、家畜飼養者の被害状況を調査し、糸魚川地域振興局に報告する。農業協同組合や新潟県農業共済組合は、市等と連絡をとりながら家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。

県は、市等の協力を得ながら、糸魚川地域振興局及び家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。また、現地調査が困難な場合は、他地域から支援を受ける。

② 二次災害の防止対策

市は、家畜飼養者、農業協同組合等に次の二次災害防災対策を指示する。

ア 畜舎の二次倒壊防止措置

イ 停電発生農場への電源供給

- ウ 生存家畜の救出
- エ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置
- ③ 応急対策
 - 市及び県は、連絡をとりながら、次の応急対策を実施する。
 - ア 死亡・廃用家畜の処理
 - (ア) 死亡家畜の受入れ体制確保
 - (イ) 死亡家畜の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査
 - (エ) 家畜廃用認定
 - (オ) 家畜緊急輸送
 - イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置
 - (ア) 家畜飼養者に対する衛生指導
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保
 - ウ 動物用医薬品及び飼料等の供給
 - (ア) 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請
 - (イ) 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請
- (3) 林産物及び林産施設
 - ① 被害状況の把握
 - ア 生産者等
 - (ア) 市及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。
 - (イ) 近隣の生産者等は県が協力依頼した関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。
 - イ 関係団体
 - (ア) 市、糸魚川地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。
 - (イ) 市、糸魚川地域振興局等と連絡をとりながら、情報を収集する。
 - ウ 市
 - (ア) 糸魚川地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。
 - (イ) 関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。
 - エ 糸魚川地域振興局
 - (ア) 県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。
 - (イ) 市及び関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。
 - オ 県
 - (ア) 糸魚川地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめる。
 - (イ) 必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。
 - ② 二次災害の防止
 - ア 生産者、関係団体等
 - 市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。
 - イ 市
 - 緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、次の指導等を行う。
 - (ア) 倒木等の除去
 - (イ) 林業等関係施設の倒壊防止措置
 - (ウ) 燃料、ガス等漏出防止措置
 - ウ 県、糸魚川地域振興局
 - 市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。
 - ③ 応急対策

ア 生産者、関係団体

林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。

イ 市、糸魚川地域振興局

相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。

- (ア) 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置
- (イ) 病虫害発生予防措置
- (ウ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導

ウ 県

必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

(4) 水産物及び水産施設

① 被害状況の把握

市は、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、被害状況を県に報告する。

県は、市からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行い、被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。

② 二次災害の防止

ア 市

- (ア) 流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。
- (イ) 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請を行う。
- (ウ) 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。
- (エ) 水産用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等、水産用施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。
 - a 余震等による施設の倒壊防止策
 - b 燃料・餌料等の漏出防止措置
 - c 水産用医薬品等の漏出防止策

イ 県

油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講ずる。

③ 応急対策

ア 市

- (ア) 漁業無線を利用し、就航船舶に対する被害情報の提供を行う。
- (イ) 冷凍・冷蔵水産物の受入れ先の確保及び移送について、必要な措置を行うとともに、養殖水産物移送に必要な措置を行う。
- (ウ) 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。

イ 県

- (ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。
- (イ) 施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

第46節 商工業応急対策

担当部署	商工観光課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時における商工業に係る事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続又は早期復旧を図るとともに、緊急時における企業活動への支援を行う。

(2) それぞれの責務

① 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講ずる。

② 商工団体の責務

ア 会員・組合員等の被災状況を把握する。

イ 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ウ 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

③ 市の責務

ア 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

イ 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ウ 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

④ 県の責務

ア 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

イ 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

ウ 市町村を通じ中小企業の直接被害件数及び被害額を把握する。

エ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

オ 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

カ 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

キ 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ オ～キは被災状況により対応

(3) 主な取組

① 市及び県は、災害発生後 24 時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

② 県は、被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後 7 日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。

③ 県は、災害発生後 7 日（特に被害が大きい場合は 15 日）以内に市を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

2 業務の体系

■ 被災状況の把握

↓

■ 関係機関への協力・支援要請

↓

■ 相談窓口の設置

↓

■ 風評被害対策

3 業務の内容

- (1) 被災状況の把握
市は、商工団体、主要企業及び観光施設等から被災状況を調査するとともに、県に報告する。
- (2) 関係機関への協力・支援要請
市及び県は、被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。
- (3) 相談窓口の設置
市及び県は、被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。
- (4) 風評被害対策
市及び県は、被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。

第47節 応急住宅対策

担当部署	市民課 商工観光課 建設課 ◎都市政策課
------	----------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は、物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

イ 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

ウ 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

エ 市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

② 県の責務

ア 応急仮設住宅を設置し、被災者に供与する。

イ 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

ウ 県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

エ 民間賃貸住宅の物件情報を提供する。

(3) 主な取組

市及び県は、応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

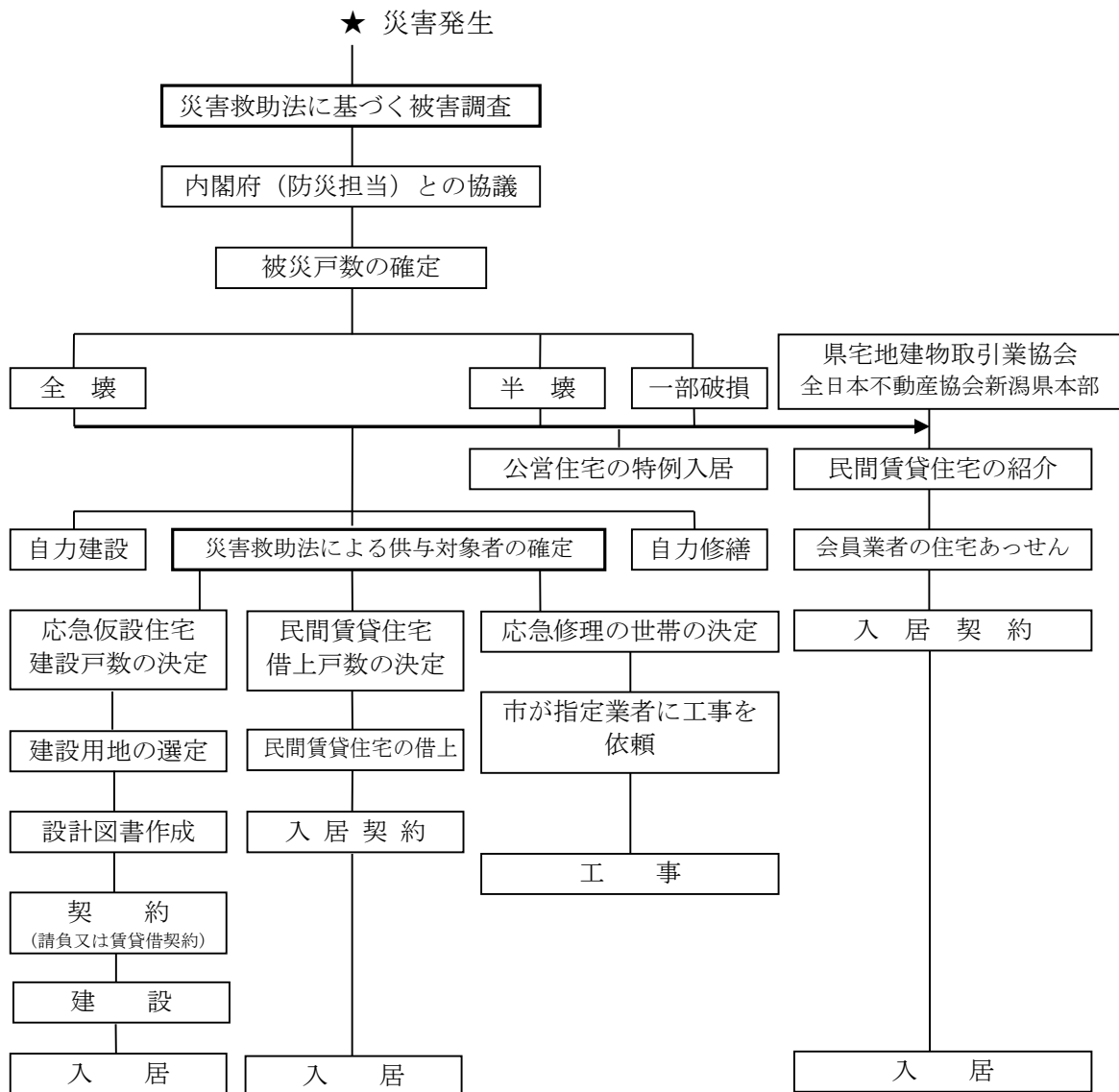
(4) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(5) 積雪期の対応

応急仮設住宅の設置にあたっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制等に努める。

2 住宅応急対策フロー図



3 業務の体系

- 被災住宅調査
- ↓
- 応急仮設住宅の供与
- ↓
- 被災住宅の応急修理の実施
- ↓
- 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用
- ↓
- 民間賃貸住宅の紹介・斡旋
- ↓
- 住宅建設資材の斡旋

4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

① 市

災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。(災害発生から1週間以内を目途)

ア 住宅及び宅地の被害状況

イ 被災地における市民の動向

ウ 応急住宅対策(応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等)に関する被災者の希望

② 県

災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。

ア 市の調査に基づく被災戸数(災害発生から1週間以内を目途に確定)

イ 市の住宅に関する要望事項

ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 応急仮設住宅建設に関する現地活動上の支障事項

オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 応急仮設住宅の供与

① 建設による供与

ア 建設の方針

(ア) 建設用地の選定

建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活の利便性、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。

(イ) 建物の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

(ウ) 建設の時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣と協議して延長する。

応急仮設住宅の供与開始は、災害発生から2か月以内を目途とする。

(エ) 二次災害への配慮

応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

イ 応急仮設住宅の建設方法

(ア) 知事は、協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。

(イ) 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。

ウ 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。

エ 入居者の選定及び管理

応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の選定及び管理を委任する。

入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。

(ア) 入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 自らの資力では、住宅を確保することができない者

(イ) 入居者の選定

応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。

(ウ) 管理

県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。

(エ) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。

② 民間賃貸住宅借上げによる供与（県）

被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。

入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準ずる。

(3) 被災住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

① 応急修理の対象者

ア 以下の要件を全て満たす世帯

- (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有ること。
- (イ) 半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受けたこと。
- (ウ) 雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがあること。

② 応急修理の範囲

ア 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張

イ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の進入防御

ウ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）

③ 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助取扱要領に定める基準額以内とする。

④ 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上必要最小限度の期間を延長する。

(4) 被災住宅の応急修理の実施（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

① 応急修理の対象者

ア 以下の全ての要件を満たす世帯

- (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。
- (イ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。
- (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であつ

て、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則6ヶ月）

イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をする事ができないものについては、県又は市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

② 応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

③ 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

④ 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として3ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内）に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上必要最小限度の期間を延長する。

⑤ 応急修理の手続

別紙「住宅の応急修理の手続き及び流れ」を参照

⑥ 制度の広報

広報誌、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。

(5) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用（市・県）

① 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。)

② 対象公営住宅は、被災地近隣の市営及び県営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。

③ 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページや報道機関等を通じ公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

(6) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん（県）

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき関係団体に協力要請を行う。

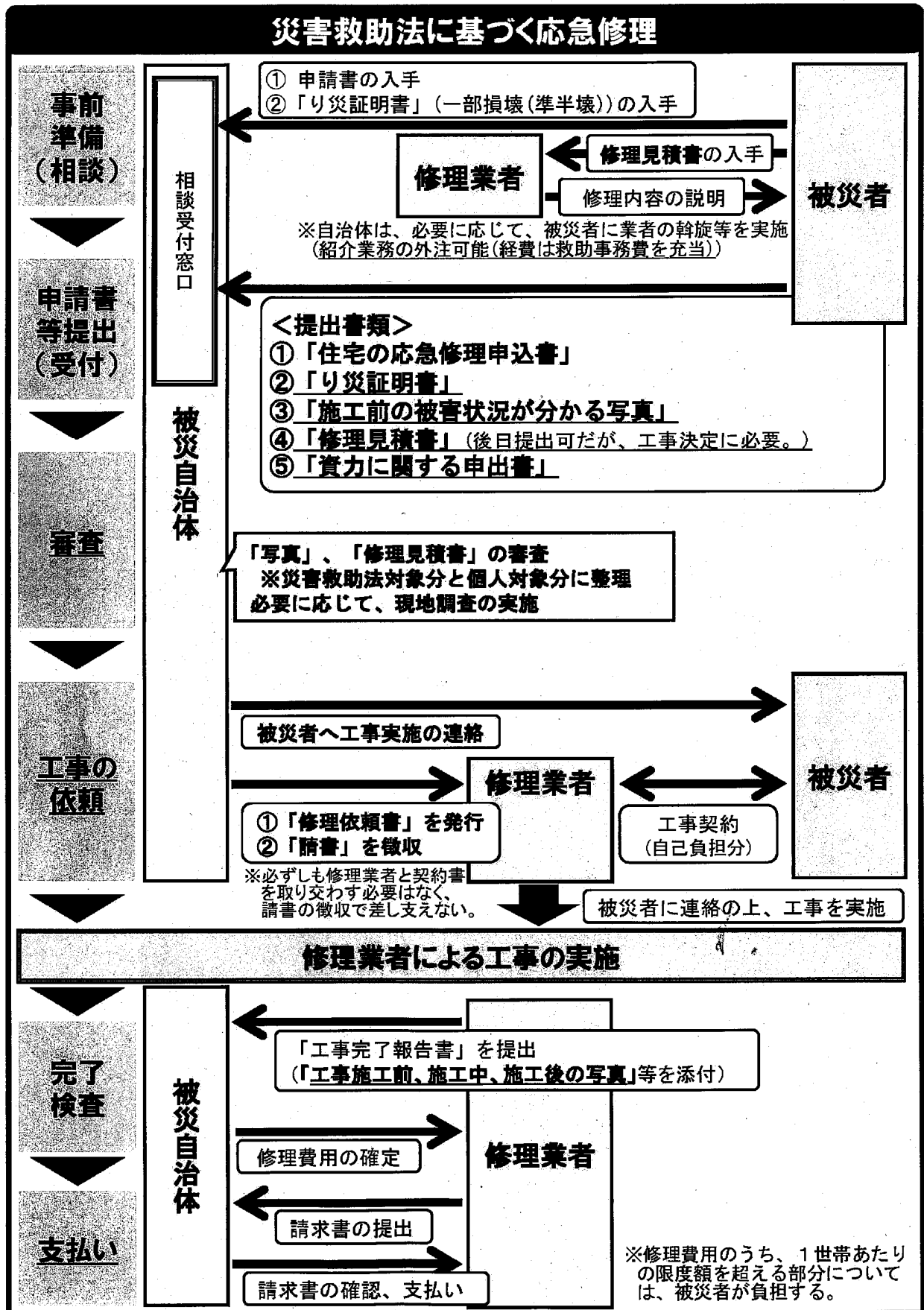
(7) 住宅建設資材のあっせん（県）

新潟県木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。

また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商者・卸業者に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。

別紙

住宅の応急修理の手続き及び流れ



第48節 ボランティアの受入れ計画

担当部署	福祉事務所
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、地震発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

なお、災害ボランティア活動は、糸魚川市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。

(2) それぞれの責務

① 糸魚川市社会福祉協議会の責務

ア 災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

イ ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。

ウ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

② 市の責務

ア ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、ボランティアセンターの運営を支援する。

イ 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

③ ボランティアセンターの責務

ア ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営等に係るボランティアニーズの把握を行う。

イ 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。

ウ 駆けつけたボランティアの受入れ、登録及びコーディネートを行う。

エ ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。

オ その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

④ 新潟県災害ボランティア支援センターの責務

ア 県と新潟県災害ボランティア調整会議は、協働して新潟県災害ボランティア支援センターを新潟県庁内に設置し、本部運営を行う。

イ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。

⑤ 新潟県社会福祉協議会の責務

ア 新潟県災害ボランティア支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。

イ 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

⑥ 県の責務

ア 新潟県災害ボランティア支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を統括する。

イ 県外の行政機関、県内外の支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制に

ついて調整を図るため職員を配置する。

(3) 主な取組

災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。

地震発生後 3 時間以内	新潟県災害ボランティア支援センターの設置
〃 6 時間以内	新潟県災害ボランティア支援センターの運営、情報の受発信
〃 12 時間以内	調整会議構成団体による先遣隊派遣
〃 24 時間以内	ボランティアセンター設置の判断
〃 2 日以内	ボランティアセンター運営開始（受入広報の発信）

2 業務の体系

■ ボランティアセンターの設置

↓

■ ボランティアセンターの運営

3 業務の内容

(1) ボランティアセンターの設置

- ① 糸魚川市社会福祉協議会は市と協議し、ボランティアセンター設置場所を決定する。
- ② 市及び糸魚川市社会福祉協議会は、ボランティアセンター運営に係る資機材を提供する。

(2) ボランティアセンターの運営

- ① 糸魚川市社会福祉協議会は、ボランティアセンターに職員を派遣し主体となって運営するとともに、運営に係る統括及び資金管理を行う。
- ② 市は、ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援する。
- ③ 新潟県災害ボランティア支援センターは、ボランティアセンターにセンター員を派遣し運営を支援する。

第49節 義援金の受入れ・配分計画

担当部署	福祉事務所 ◎会計課
------	------------

1 計画の方針

大規模な地震災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制及び配分方法等を定め、迅速かつ適切に被災者に配分する。

2 業務の体系

- 義援金受入れの周知
- ↓
- 義援金の受入れ及び保管
- ↓
- 義援金の配分

3 業務の内容

(1) 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れを行う際は、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表・周知する。

- ① 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- ② 受入れ窓口

(2) 義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受入れる。

- ① 受入れ窓口は、金融機関及び市役所本庁とする。
- ② 直接受領した義援金は、寄託者等へ領収書を発行し、歳入歳出外現金として取り扱う。
- ③ 全ての義援金は、歳入歳出外現金として管理する。

(3) 義援金の配分

① 義援金配分委員会の設置

市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分計画を決定する。

② 義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会の委員は、糸魚川市社会福祉協議会長及びその他義援金受入れ団体等から構成する。

③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

④ 配分の実施

市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

⑤ 配分結果の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、糸魚川市防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第50節 義援物資対策

担当部署	市民課 ◎福祉事務所 商工観光課 農林水産課
------	------------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災者ニーズに沿った物資を的確に把握するとともに、全国から寄せられる大量の義援物資について、その受入れ体制及び保管方法等をあらかじめ定める。

ただし、大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、発災直後に不特定多数の個人からの義援物資を受け取らないことを原則に「被災地が真に必要としているもの」の情報の的確な発信や民間業者との連携を図るとともに、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握する。

イ インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を速やかに全国へ発信する。

ウ 発災直後には、不特定多数の個人からの義援物資を原則受け取らないことを発信し、義援物資の抑制に努める。

エ 県と密接な連携を図り効率的な管理を行う。

オ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

カ NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

② 県の責務

ア 避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。

イ インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には全国へ発信する。

(3) 主な取組

① 被災地ニーズに沿った物資を的確に把握する。

② 義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらう。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者のニーズを把握し、要配慮者世帯を優先して義援物資を配分するよう努める。

(5) 積雪期の対応

義援物資の受入れにあたっては、積雪や寒さ対策等のニーズを考慮した物資を優先して全国に呼びかける。

2 業務の体系

■ 情報収集

↓

■ 情報発信

↓

■ 義援物資提供の受付対応

↓

■ 市で受入れをする場合の対応

↓

■ 義援物資の配布

3 業務の内容

(1) 情報収集

市及び県は、最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量、配送等にかかる道路・交通情報の把握等の情報収集を行う。

(2) 情報発信

市及び県は、次のような情報を被災地内外に対し、ホームページや報道機関等を通じて発信する。

- ① 被災地ニーズ
- ② 被災地状況
- ③ 県、市の受入れ方針等

(3) 義援物資提供の受付対応

市及び県は、被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。

(4) 市で受入れをする場合の対応

一時保管場所を定め、担当者による管理のもとで適切な在庫管理を実施する。

(5) 義援物資の配布

市は、市へ送付された義援物資を保管し、避難者の物資需要を把握するとともに、避難者に物資を配布する。

県は、市からの調達要請物資を集約し、保管中の救援物資で供給可能なものを選別するとともに、トラック協会に対して市への義援物資の輸送を依頼する。

第51節 災害救助法による救助

担当部署	総務課 財政課 ◎消防本部
------	---------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下、本節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

② 県の責務

県は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下、本節において「法施行令」という。）で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市町村へ派遣する。

③ 日本赤十字社の責務

日本赤十字社は、県及び市が実施する救助に協力する。

(3) 主な取組

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(4) 積雪期の対応

① 法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

② 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記1「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記2「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

(5) 広域避難への配慮

県は被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 業務の体系

- 法の適用
- 法の適用基準
- 被害状況の判定基準
- 法の適用手続
- 法による救助の種類と市長による救助事務の実施
- 法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等
- 強制権の発動
- 法が適用されない場合の救助

3 業務の内容

(1) 法の適用

- ① 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第1条）
 - ② 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第13条第1項、県法施行細則第17条）
 - ③ 市長は、上記②により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。（法第13条第2項、県法施行細則第17条）
 - ④ 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。（県法施行細則第3条）
- (2) 法の適用基準
- ① 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。
 - ② 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ、法施行令別表第1の世帯数以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。
- (3) 被害状況の判定基準
- ① 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

$$(\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3) = \text{滅失世帯数}$$
 - ② 住家滅失の認定

ア 住家全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。

(ア) 住家の損壊・焼失又は流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかのもの。

- (ア) 損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。
- (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

③ 世帯及び住家の認定

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(4) 法の適用手続

① 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記(2)法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定める。

イ 情報提供の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

② 適用の決定

ア 知事は、市長からの情報提供若しくは要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記(2)に基づき法を適用する必要があると認めたときは、当該市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

イ 知事は、法を適用するにあたり必要に応じて内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））に技術的助言を求める。

ウ 知事は、法を適用したときは速やかに内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担

当))に情報提供するとともに、県報に公示する。

エ 知事は、法適用の公表にあたっては、内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））と十分な調整を図る。

(5) 法による救助の種類と市長による救助事務の実施

① 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（注）キについては災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない。

② 救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第4条第2項）

③ 市長による知事の救助に関する事務の実施

ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとすることは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ ①のうち、ア（応急仮設住宅を除く。）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、法に基づいて実施したものとし、みなす。

エ イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、知事はその事務の内容及び実施期間を通知する。

(6) 法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

① 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）に定めるとおりとする。（法施行令第3条第1項、県法施行細則第5条）

② 特別基準

災害の種類又は態様、被災者の構成又は家族事情、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合があるので、知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第3条第2項）

③ 救助実施状況の情報提供

ア 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び後日行うこととなる

災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録及び整理して知事に情報提供する。

イ 情報提供に当たっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

救助の種類	情報提供事項
・避難所の設置	箇所数、収容人員
・応急仮設住宅の設置	設置戸数
・炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
・飲料水の供給	対象人員
・被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
・被災者の救出	救出人員、行方不明者数
・被災した住宅の応急修理	対象世帯数
・学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
・死体の搜索	死体処理数
・障害物の除去	対象世帯数

(7) 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは次の権限を行使する。

① 救助業務従事の命令（法第7条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

- (ア) 土木技術者又は建築技術者
- (イ) 大工、左官又はとび職
- (ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- (ア) 地方鉄道業者及びその従事者
- (イ) 軌道経営者及びその従事者
- (ウ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (エ) 船舶運送業者及びその従事者
- (オ) 港湾運送業者及びその従事者

② 救助に関する業務への協力命令（法第8条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

③ 知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第9条）

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- (ア) 病院、診療所又は助産所
- (イ) 旅館又は飲食店

イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限
土地、家屋若しくは物資

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

④ 公用令書の交付及び損失補償

知事は、①及び③の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

⑤ 市長による実施

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、前記①、②及び③の権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は当該事務の内容及び実施期間を当該市町村長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第17条）

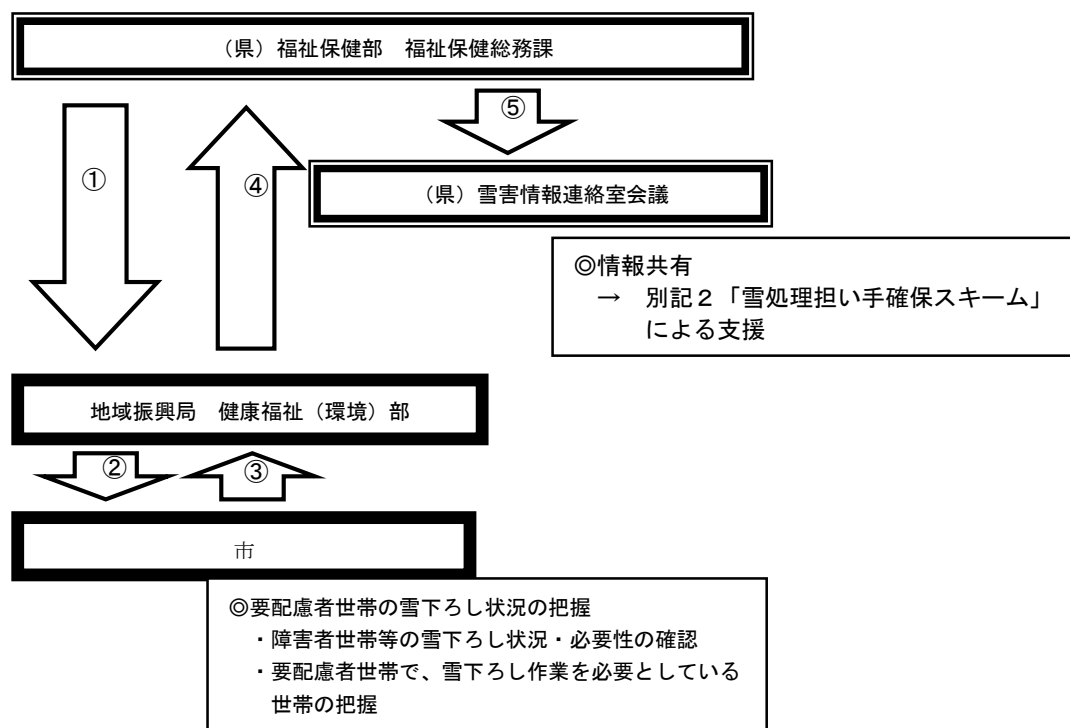
(8) 法が適用されない場合の救助

法が適用されない場合の救助については、「糸魚川市災害救助条例（平成17年糸魚川市条例第163号）」に定めるところにより市が実施する。

この場合、市長は、新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当するときには、県知事に当該救助条例の適用について協議する。

(別記1)

豪雪対応における要配慮者の状況把握



①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会

③、④：支援の必要性の報告

(いつ、何人の人手が必要か)

⑤：県「雪害情報連絡室会議」へ報告

↓

別記2「雪処理担い手確保スキーム」による支援を実施



第4章 災害復旧・復興計画

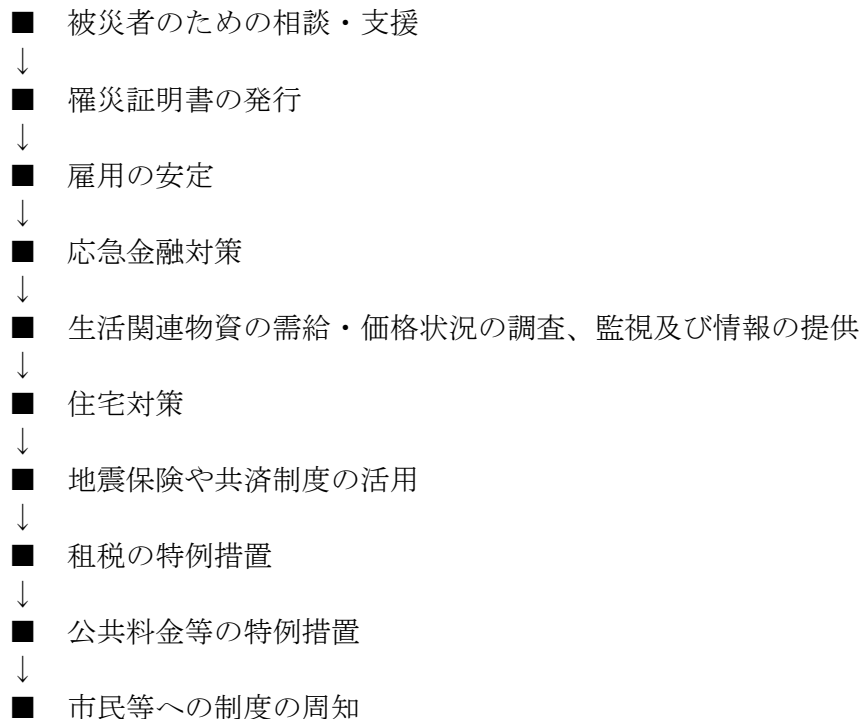
第1節 民生安定化対策

担当部署	◎総務課 建設課	企画定住課 都市政策課	財政課 会計課	市民課 教育委員会	福祉事務所 ガス水道局	商工観光課
------	-------------	----------------	------------	--------------	----------------	-------

1 計画の方針

市、県、国及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業の斡旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 被災者のための相談、支援

国、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機械や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

① 相談所の開設

市及び県は、避難所及び市役所その他適切な場所に、被災者のための相談所を速やかに開設する。

② 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

③ 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

④ 被災者等の生活再建等の支援

ア 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 市、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

⑤ 被災中小企業への相談窓口等の設置

市、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(3) 雇用の安定

① 特別相談窓口等の設置

糸魚川公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講ずる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

② 被災者の雇用促進

糸魚川公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

③ 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

糸魚川公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出向けない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、「激甚災害法」という。）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業 2/3、中小企業 3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金又は追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

(4) 応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

① 通貨の供給の確保

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導及び援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 輸送及び通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が、早急に営業を開始できるよう、斡旋、指導等を行う。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

② 金融上の措置

ア 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

(ア) 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に

対し、金融上の措置を可及的速やかに要請する。

(イ) 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を可及的速やかに要請する。

イ 金融上の措置に関する広報

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、①

の金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したことについて、その周知徹底を図る。

(5) 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供

① 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

② 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、市民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

(6) 住宅対策

① 住宅復旧のための木材調達

市は、市内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ県に対して製材品の供給要請を行う。

② 被災者入居のための公営住宅の建設

市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

③ 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

(7) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市及び県は、それらの制度の普及促進に努める。

(8) 租税の特例措置

① 市の特例措置

ア 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法（昭和25年法律第226号）又は糸魚川市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講ずる。

(イ) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

a 災害が広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日（4か月を限度とする。）を指定する。

b その他の場合、納税義務者等の申請により、税目により4か月又は1か月を限度として延長する。

(ロ) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

(ウ) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(エ) 減免等

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

a 個人市民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

b 固定資産税及び都市計画税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

c 軽自動車税

納税義務者の所有に係る軽自動車の損害の程度に応じて年税額の一定割合を減免する。

d 特別土地保有税

納税義務者の所有に係る土地の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

イ 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

ウ 介護保険料

納付義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

エ 保育料

納付義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

② 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(9) 公共料金等の特例措置

① 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付
支店長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
日本郵便(株)信越支社長が決定する。

被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

② 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。

- ア 避難指示等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免
 - 避難指示の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。
- イ 被災者の電話移転工事費の減免
 - 災害による建物被害により、仮住居等へ電話等移転する契約者の移転工事費に限る。
- ③ 電気事業
 - 各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。
 - 原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては、経済産業大臣の認可が必要。（以下は過去の例）
 - ア 電気料金の支払期限の延伸
 - イ 不使用月の電気料金の免除
 - ウ 建替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る。）
 - エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
 - オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
 - カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除
- ④ 都市ガス事業
 - ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。
 - ア 被災者のガス料金の納期の延伸
 - イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除（関東経済産業局長の認可が必要）
 - ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除
- ⑤ 上水道事業
 - 市長は、被害の状況により特別な理由があるときは、水道料金を減免する。
- ⑥ 下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業
 - 市長は、被害の状況により特別な理由があるときは、使用料を減免する。
- (10) 市民等への制度の周知
 - 市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。
 - ① 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
 - ② 防災行政無線（戸別受信機含む）、CATV等
 - ③ 広報車、広報紙、チラシ等
 - ④ 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

4 災害復旧支援本部による復旧支援体制

市域において建物被害を中心とした多数の被害が発生していながらも、まち並みは維持され、個々の対策により復旧が可能であると判断される場合には、横断的な組織により被災した市民の復旧支援を進める。

- (1) 組織・体制の整備
 - ① 災害復旧支援本部の設置
 - 市長が必要であると判断した場合は、災害対策本部から被災者復旧支援に重点を置いた災害復旧支援本部へ移行し、災害復旧支援の推進を図る。
 - ② 災害復旧支援本部の組織等
 - 災害対策本部組織体制を基本とし、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。
 - また、危機管理監（総務担当）を長とする事務局をおく。
- (2) 復旧支援方針の策定
 - 市は、早期復旧に向け、被災の状況、地域の特性及び被災住民の意向を勘案しながら、

関係機関との調整を図り、災害支援の基本方針を検討し定める。

5 復旧支援業務の進め方

復旧支援の方法は、災害の規模、被災の状況及び地域特性により異なるが、復旧支援体制及び取組方法を次に例示する。

(1) 被災者支援会議の設置及び目的

- ① 各種支援制度の所管各課により、実務を推進、管理する組織を設け、庁内連携と被災者の視点に立った総合的な支援体制を確立する。
- ② 個別対応の充実を図り、一日も早い被災者の復旧を促す。
- ③ 支援のもれや遅れが生じないよう実施状況を把握し、継続的な取組を行う。

(2) 被災者支援班の編成

被災者の現況把握や各種支援制度の利用に関する助言、健康面の相談・ケアを行う支援班を編成して地区を分担する。

- ① 各班は「防災担当」「住宅・宅地担当」「保健師」の3人で編成し、被災者を戸別訪問（又は被災者が来庁・相談）し、被災者情報の管理を行う。
- ② 各班には、訪問日程の調整や対応状況の集約を行う「班長」を置く。
- ③ 支援の実施状況等について、その都度被災世帯カルテのデータを更新・共有し、被災者支援会議へ定期的に報告する。

(3) 被災世帯カルテの作成

① 第一次データの整理

優先的、緊急的な支援が必要と考えられる被災者（世帯）を抽出し、個別の台帳を作成する。

【抽出基準】

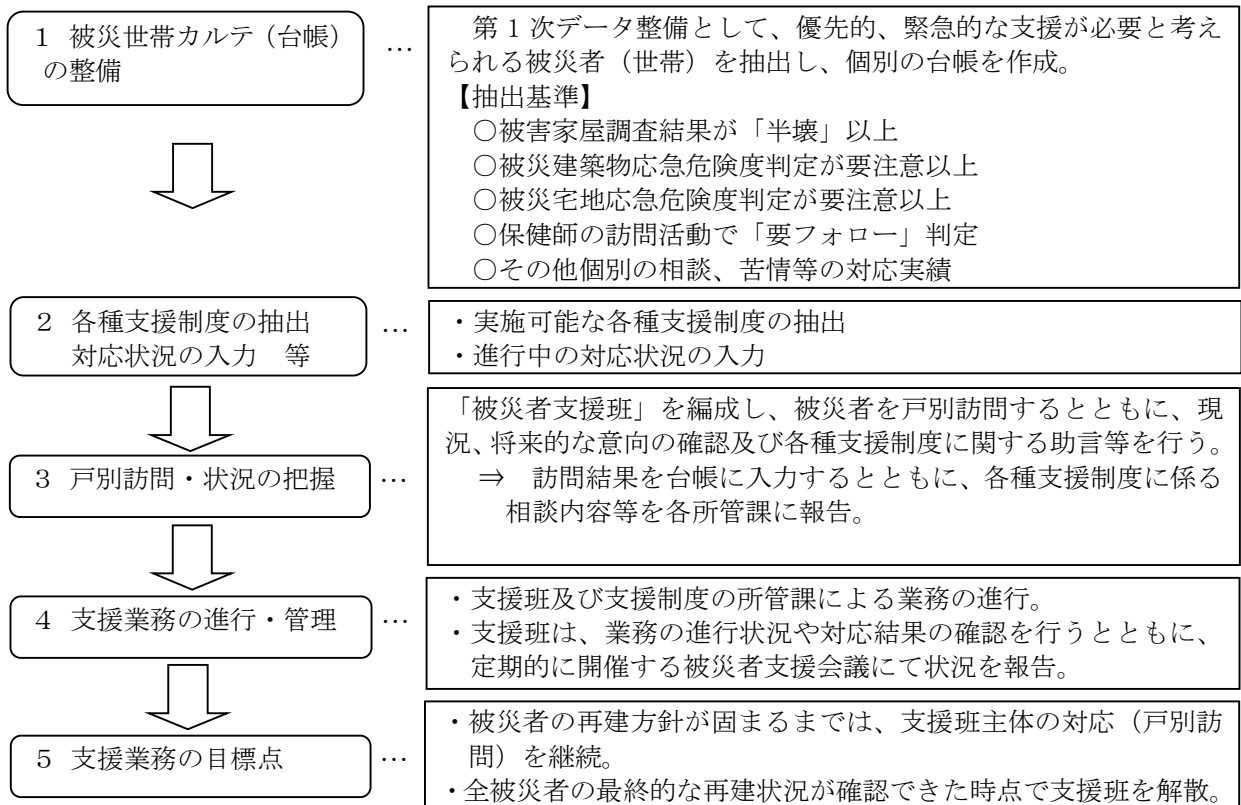
- 被害家屋調査結果が「半壊」以上
- 被災建築物応急危険度判定が要注意以上
- 被災宅地応急危険度判定が要注意以上
- 保健師の訪問活動で「要フォロー」判定
- その他個別の相談、苦情等の対応実績

被災世帯カルテの主な記載項目
○世帯主名、住所、家族（氏名、生年月日、所得、収入）
○家屋の状況（所有、形態、建築・増築年月日）
○住家の被災状況（家屋調査判定結果、被災建築物応急危険度判定結果、被災宅地危険度判定結果）
○当面の対応（居住先、再建計画）
○利用可能な各種支援制度及び利用状況
○見舞金、義援金等の実績

② 第2次データの整備（一部損壊世帯）について

優先的、緊急的な支援が必要と考えられる被災者（第1次）への対応と並行して、その他の被災者（一部損壊世帯）の台帳整備を進め、復興基金事業の推進等に活用する。

○ 支援業務の進め方フロー



第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

担当部署	総務課 財政課 ◎福祉事務所 商工観光課 農林水産課 建設課
------	--------------------------------

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市（福祉事務所）
	(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市（福祉事務所）
	(3) 地すべり等災害見舞金	自然災害により被災した世帯主	市（福祉事務所）
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	（公財）都道府県センター
	(5) 災害見舞金	災害により人命又は財産に被害を受けた者（世帯）	糸魚川市社会福祉協議会
貸付	(6) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市（福祉事務所）
	(7) 生活福祉資金 ア福祉費（災害臨時経費） イ福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	糸魚川市社会福祉協議会（民生委員）
	(8) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	糸魚川地域振興局健康福祉部
	(9) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅資金）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関
	(10) 新潟県災害被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市金融機関
	(11) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行
	(12) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関
	(13) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市金融機関 県信用保証協会

3 資金等の説明

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給す

る。

(3) 地すべり等災害見舞金

市内で発生した自然災害により被害を受けた世帯主に対し見舞金を支給する。

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

(5) 災害見舞金

市内で発生した災害により、人命又は財産に被害を受けた者に対し、見舞金を支給する。

(6) 災害援護資金

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(7) 生活福祉資金

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対し、災害による被害を受けたことにより臨時的に必要となる経費、又は住宅の補修、修繕に係る経費を対象に、生活福祉資金を貸し付ける。

(8) 母子父子寡婦福祉資金

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直し資金として、災害救助法適用時においては災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

※ 特例措置

- 母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予

災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。

- 母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収

支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。

- 母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、延長できる。

- 寡婦福祉資金の所得制限適用除外

災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。

(9) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(10) 新潟県災害被災者住宅復興資金

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

(11) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号。以下、「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(12) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被災農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

(13) 中小企業融資及び信用保証

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- ② 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- ③ 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- ④ 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- ⑤ 被害の状況に応じ特に必要があると認めた時には、信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

4 制度の市民への広報

市は県と連絡調整を図り、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

- ① 市災害対策本部が実施するもの
 - ア 広報紙・チラシ等の作成及び配布
 - イ 防災行政無線・CATVによる周知
- ② 県災害対策本部が実施するもの
 - ア 広報紙・チラシ等の作成及び配布
 - イ 新聞紙面による周知
 - ウ 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布
- ③ 金融機関等
 - ア 広報紙・チラシ等による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧対策

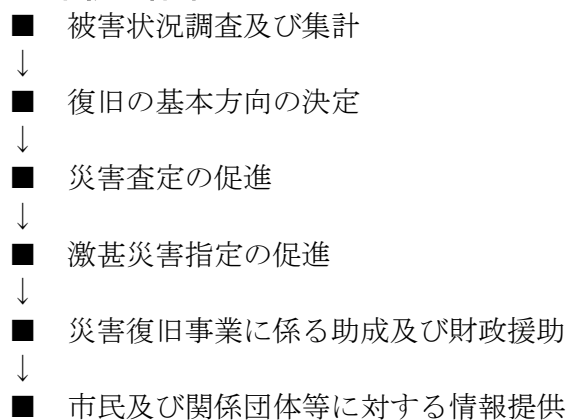
担当部署	施設所管全部署	◎総務課	財政課	消防本部
------	---------	------	-----	------

1 計画の方針

公共施設等の地震による被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに、復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 被害状況調査及び集計

① 被害状況の調査

災害により被害が発生した場合は、施設管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、市に報告する。

② 被害状況の報告

市は、被害報告を受けた場合は、速やかに県に報告する。

③ 被害状況総合集計

市は、市全体の被害状況の集計を行い、県に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

(2) 復旧の基本方向の決定

市は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又はより災害に強いまちづくり等の中長期的な復興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。施設管理者は、この基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の被災防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) 災害査定 of 促進

市は、復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県及び関係機関と協議し、査定を速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要

な措置を講ずる。

(4) 激甚災害指定の促進

市は、著しく激甚である災害が発生した場合、激甚災害法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

- ① 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- ② 県関係部局は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(5) 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

① 災害復旧事業に係る助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには、臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は、国から助成を受けるため、各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

② 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は、地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

(6) 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には、積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は関係部局からも提供する。

第4節 災害復興対策

担当部署	◎総務課 消防本部	企画定住課	財政課	商工観光課	建設課	都市政策課
------	--------------	-------	-----	-------	-----	-------

1 計画の方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を策定する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意形成を図りながら、災害防止と快適で安全な防災まちづくりを目指した効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

なお、計画の策定にあたっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の理念から見て妥当なものとなるよう配慮する。

2 業務の体系

■ 復興基本方向の決定及び復興計画の策定

↓

■ 防災まちづくり

↓

■ 都市復興対策の手順

3 業務の内容

(1) 復興基本方向の決定及び復興計画の策定

① 組織・体制の整備

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図るものとする。

復興対策の円滑な実施をきすため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた、復興計画策定のための検討組織の設置を図る。

復興対策の遂行にあたり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得るものとする。

ア 災害復興対策本部の設置

市域において、大規模災害により壊滅的な被害を受けた場合、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できるよう、横断的な組織として災害復興対策本部を設置する。

イ 災害復興対策本部の組織等

災害復興対策本部の組織・業務分掌は下記を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。また、災害復興対策本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図る。

また、危機管理監（総務担当）を長とする事務局を置く。

構 成 員		業 務 分 掌
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	部課長級職員	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

ウ 復興計画検討委員会の設置

復興計画策定のため、職員、有識者、専門家及び市民等により構成する復興計画検討委員会を設置する。

エ 国や自治体への協力要請

復興対策の遂行にあたり、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

② 復興基本方針の策定

復興計画検討委員会は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ協働して計画する。その際、男女共同参画の理念から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

③ 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な策定と遂行のための体制整備（市及び県間の連携、国との連携、広域調整）を行うものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国の復興基本方針等に即して復興計画を策定し、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

復興計画策定にあたり、市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

④ 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

⑤ 計画策定にあたっての留意事項

ア 市民が自らの地域は自ら守り創造していくという取組が重要であり、市は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に

連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

イ 復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

ウ 過去に経験した災害の検証結果や、復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 防災まちづくり

市及び県は、災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

市及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

市及び県は、防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

市及び県は、既存不適格建築物については、防災と快適な環境の観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し提供する。

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

市及び県は、被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(3) 都市復興対策の手順

